

# 阿恵官衙遺跡保存活用計画（案）

粕屋町

令和3年12月



## 阿恵官衙遺跡保存活用計画 目次

- 1 計画策定の経緯・目的・・・01
  - 1-1 計画策定の経緯
  - 1-2 計画の目的
  - 1-3 計画の対象範囲
  - 1-4 委員会の設置・経緯
    - (1) 組織
    - (2) 審議の流れ
    - (3) パブリックコメントの聴取
  - 1-5 計画期間
  
- 2 阿恵官衙遺跡を取り巻く周辺環境・・・07
  - 2-1 粕屋町の位置と状況
    - (1) 粕屋町の概要
    - (2) 都市計画の状況
  - 2-2 粕屋町の地理的環境
  - 2-3 粕屋町の歴史的環境
    - (1) 旧石器時代～縄文時代
    - (2) 弥生時代
    - (3) 古墳時代
    - (4) 古代
    - (5) 中世
    - (6) 近世
    - (7) 近現代
  
  - 2-4 粕屋町所在の指定文化財
  - 2-5 粕屋町他の計画との関係
    - (1) 第5次粕屋町総合計画における位置づけ
    - (2) 粕屋町都市計画マスタープランにおける位置づけ
  
- 3 阿恵官衙遺跡の概要・・・22
  - 3-1 指定に至る経緯
    - (1) 調査の起因

- (2) 重要遺構の発見
    - (3) 国指定史跡へ
  - 3-2 指定の状況
    - (1) 指定告示
    - (2) 指定説明文とその範囲
    - (3) 指定に至る調査成果
    - (4) 指定地の状況
  
- 4 阿恵官衙遺跡の本質的価値と構成要素・・・32
  - 4-1 阿恵官衙遺跡の本質的価値
  - 4-2 阿恵官衙遺跡の構成要素
    - (1) 史跡の価値を構成する諸要素
    - (2) 史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素
  
- 5 現状と課題・・・42
  - 5-1 保存管理
    - (1) 現状
    - (2) 課題
    - (3) 構成要素ごとの現状と課題
  - 5-2 活用
    - (1) 現状
    - (2) 課題
  - 5-3 整備
    - (1) 現状
    - (2) 課題
  - 5-4 運営・体制
    - (1) 現状
    - (2) 課題
  
- 6 大綱・基本方針・・・50
  - 6-1 大綱
  - 6-2 基本方針
    - (1) 保存管理
    - (2) 活用



(3) 整備

(4) 運営・体制

## 7 保存管理・・・53

7-1 方向性

7-2 地区別方針

7-2-1 地区区分の考え方

7-2-2 地区別方針

7-3 日常的な維持管理の方法

(1) 遺構管理

(2) 施設管理

(3) 植生管理

7-4 災害の予防措置と発生時の対応

(1) 災害に対する予防措置

(2) 災害発生時の対応

7-5 現状変更及び取り扱い方針

(1) 指定地の現状変更等に関わる法令

(2) 現状変更等の手続きの流れ

(3) 地区ごとの現状変更等に関する取り扱い方針

7-6 開発行為等に関わる取り扱い

(1) 埋蔵文化財包蔵地に関わる法令

(2) 開発行為等に関わる手続きの流れ

7-7 調査・研究

7-8 追加指定

7-9 公有化

- 8 活用・・・64
  - 8-1 方向性
  - 8-2 地区の特性に合わせた活用
    - (1) 指定地内
    - (2) 指定地外
  - 8-3 教育・地域活動による活用
    - (1) 学校教育における活用
    - (2) 社会教育における活用
    - (3) 地域の暮らしとともにある活用
  
- 9 整備・・・67
  - 9-1 方向性
  - 9-2 保存のための整備
  - 9-3 活用のための整備
    - (1) 遺構の表示
    - (2) 説明板及び案内標識
    - (3) ガイダンス施設
    - (4) 便益施設等
    - (5) 動線及び視点場
    - (6) まちづくりと連携した整備
  - 9-4 整備事業の手順
  
- 10 運営・体制・・・70
  - 10-1 実施に向けた運営及び体制の整備拡充の方向性
  - 10-2 具体的な手法
    - (1) 保存管理の実施体制
    - (2) 活用の実施体制
    - (3) 整備の実施体制
  
- 11 施策の実実施計画の策定・実施・・・72
  
- 12 経過観察・・・73

# 1 計画策定の経緯・目的

## 1-1 計画策定の経緯

阿恵官衙遺跡(以下、「本史跡」という)は、飛鳥時代から奈良時代にかけてつくられた糟屋評(郡)の役所(=官衙)跡である。九州大学農学部附属原町農場(以下、「九大農場」という)の移転にかかる確認調査で、役人が政務を行なった「政庁」と、当時の税として納められた米を保管する「正倉」の全容や、遺跡の北側で駅路(=都と大宰府を結ぶ道路)に直角に接続する古代道路の存在が明らかとなった。こうした重要性から、地権者及び関係機関等と協議を経て、令和2年(2020)3月10日に国の史跡に指定された。

史跡の恒久的な保存管理及び活用、整備、運営・体制の基本方針を定めるため、令和2年(2020)度から2か年計画で保存活用計画を策定することとした。計画策定にあたっては、阿恵官衙遺跡保存活用計画策定委員会を立ち上げ、審議・検討を行った。



図1-1-1 政庁空撮(南上方から)

## 1-2 計画の目的

令和2年(2020)3月10日に「阿恵官衙遺跡」として史跡指定を受け、町は本史跡を適切に保存し有効に活用していくための方針・方法をまとめることとなった。

計画策定にあたっては、指定地の公有化や調査が不十分な周辺地区の現状把握、都市計画と併せた将来土地利用の検討等、地区ごとの現状と課題を整理しながら進めていく必要がある。

指定地内においては、順次公有化を図り、将来的に予想される周辺土地利用との関係を考慮した町民ニーズにあった活用や質の高い整備を検討する必要がある。また、指定地内に県道福岡東環状線が計画されており、道路下となる遺跡の保護を行い将来的な活用に備える必要がある。

指定地外においては、民間事業者による開発行為が想定されることから、確認調査等により遺跡の現状を把握し、必要に応じて、都市計画マスタープラン等の関連計画をもとに史跡指定地と連携した土地利用を促すための将来像の作成と共有を図る必要がある。

以上のような課題を踏まえ、計画的な保存管理及び活用、整備、運営・体制等の基本的事項をまとめ、本史跡の本質的価値及び存在意義を次世代へと確実に継承することを目的に、保存活用計画を策定する。

### 1-3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡として指定されている範囲のほか、官衙の遺構が存在する可能性のある微高地や周知の埋蔵文化財包蔵地など、一体的な空間の広がりを感じられる地域を加えた、下図で示す範囲とする(図 1-3-1)。

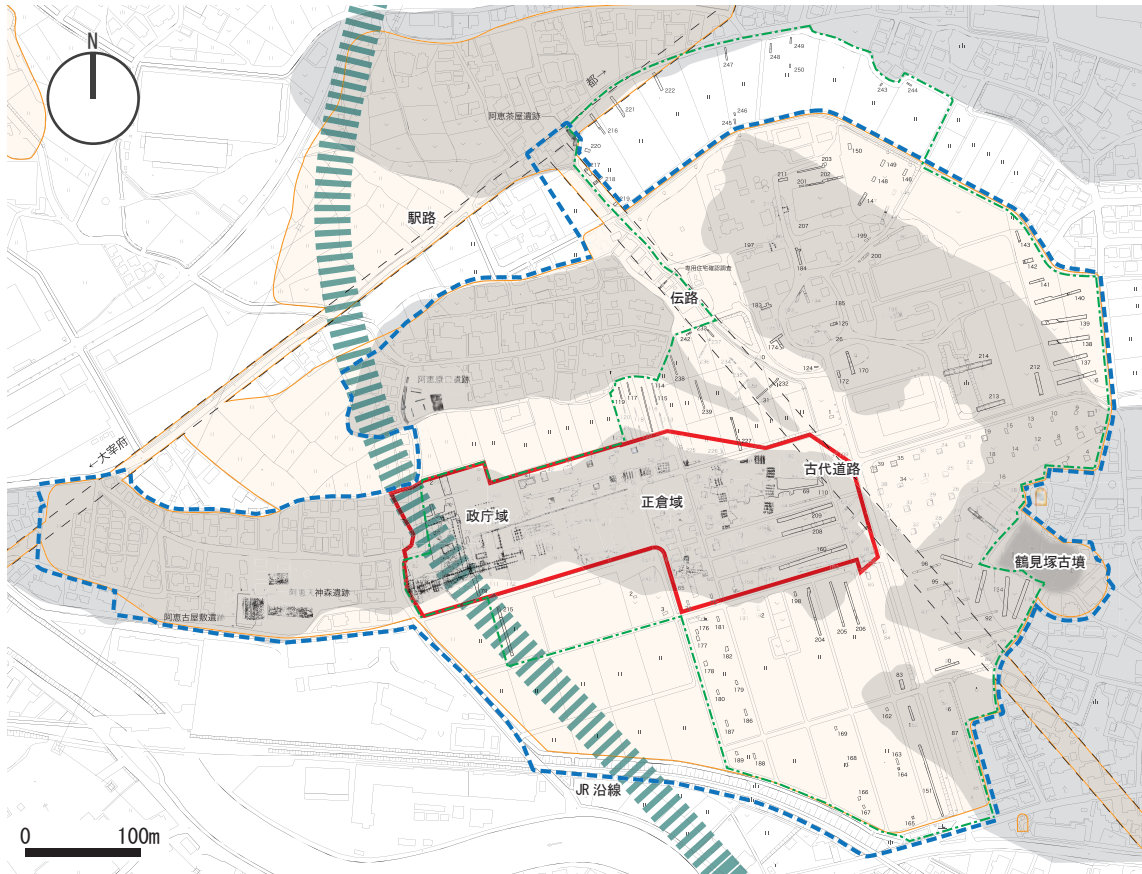


図 1-3-1 阿蘇官衙遺跡周辺図 計画対象範囲図

【凡例】

- 史跡地範囲
- - - 計画対象範囲
- · - · - 九大農場敷地範囲
- 微高地
- 周知の埋蔵文化財包蔵地
- 計画道路（福岡東環状線）

## 1-4 委員会の設置・経緯

本史跡の保存管理及び活用整備の基本方針について協議し、保存活用計画を策定するため、「阿恵官衙遺跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

### (1)組織

#### 保存活用計画策定委員会

---

委員長	包清 博之	(九州大学芸術工学研究院教授 環境デザイン学)
副委員長	宮本 一夫	(九州大学人文化学研究院教授 考古学)
委員	河野 雅也	(西日本工業大学工学部教授 都市デザイン学)
委員	伊崎 俊秋	(岩戸山歴史文化交流館長、元福岡県文化財保護課長)
委員	本郷成太郎	(粕屋西小学校長)
委員	藤野 剛	(阿恵区長) 令和2年度
	池田 敏明	(阿恵区長) 令和3年度

#### 指導・助言

---

	山下信一郎	(文化庁文化財第二課主任文化財調査官 [史跡部門]) 令和2年度
	澁谷 啓一	(文化庁文化財第二課主任文化財調査官 [史跡部門]) 令和3年度
	岸本 圭	(福岡県教育庁文化財保護課参事補佐兼文化財保護係長)
	入佐友一郎	(九州歴史資料館文化財企画推進室参事補佐)

#### 事務局

---

粕屋町教育委員会	西村 久朝	(教育長)
	新宅 信久	(社会教育課長)
	西垣 彰博	(社会教育課文化財係主幹)
	高橋 幸作	(社会教育課文化財係主任主事)



## (2)審議の流れ

### 委員会の開催

#### 第1回

令和2年(2020)11月13日

#### 第2回

令和3年(2021)1月21日

#### 第3回

令和3年(2021)2月17日

#### 第4回

令和3年(2021)8月31日

#### 第5回

令和3年(2021)10月29日

#### 第6回

令和4年(2022)2月17日

### 協議の概要

○現地視察

○審議スケジュール

○目次案

○計画書 第1章 計画策定の沿革・目的

第2章 史跡を取り巻く周辺環境

第3章 阿恵官衙遺跡の概要

○計画対象範囲

○計画書 第1～3章の確認

第4章 阿恵官衙遺跡の本質的価値

○計画書 第4章の確認

第5章 現状・課題

○計画書 第5章の確認

第6章 大綱・基本方針

第7章 保存管理

○計画書 第6～7章の確認

第8章 活用

第9章 整備

第10章 運営・体制

第11章 施設の実施計画の策定・実施

第12章 経過観察

○計画書全体の確認

○パブリックコメント



図1-4-1 第1回委員会の様子



図1-4-2 第1回委員会の様子(現地視察)

### **(3)パブリックコメントの聴取**

計画策定にあたり、地域住民の意見を反映させ、より町民に親しまれる史跡となるよう、令和3年(2021)12月～令和4年(2022)1月にかけて、計画案を公示したうえでパブリックコメントの聴取を実施した。

### **1-5 計画期間**

本史跡の保存管理及び活用整備の実施においては、計画に基づき行うものとするが、本計画で定める実施方針及び方法は、令和4年4月1日から令和13年3月31日までの10年間を対象としている。



## 2 阿恵官衙遺跡を取り巻く周辺環境

### 2-1 粕屋町の位置と状況

#### (1) 粕屋町の概要

粕屋町は、福岡県北西部に位置し、西に福岡市、北に久山町、東に篠栗町・須恵町、南に志免町と1市4町に隣接している。また、JR篠栗線(福北ゆたか線)とJR香椎線、国道201号、福岡都市高速道路4号線、九州自動車道が走る交通利便性の高い町である。九州最大の都市である福岡市とのアクセスは、長者原駅から博多駅まで約10分で連絡している(図2-1-1)。人口は令和2年(2020)11月30日現在48,231人で、平成25年(2013)から平成26年(2014)にかけての人口増加率は1.2%で県内3位となっている。高齢化率は全国平均より低く推移しており、全国的に人口減少、少子高齢化が進行している中、本町の人口は今後も引き続き増加していくことが予測される。

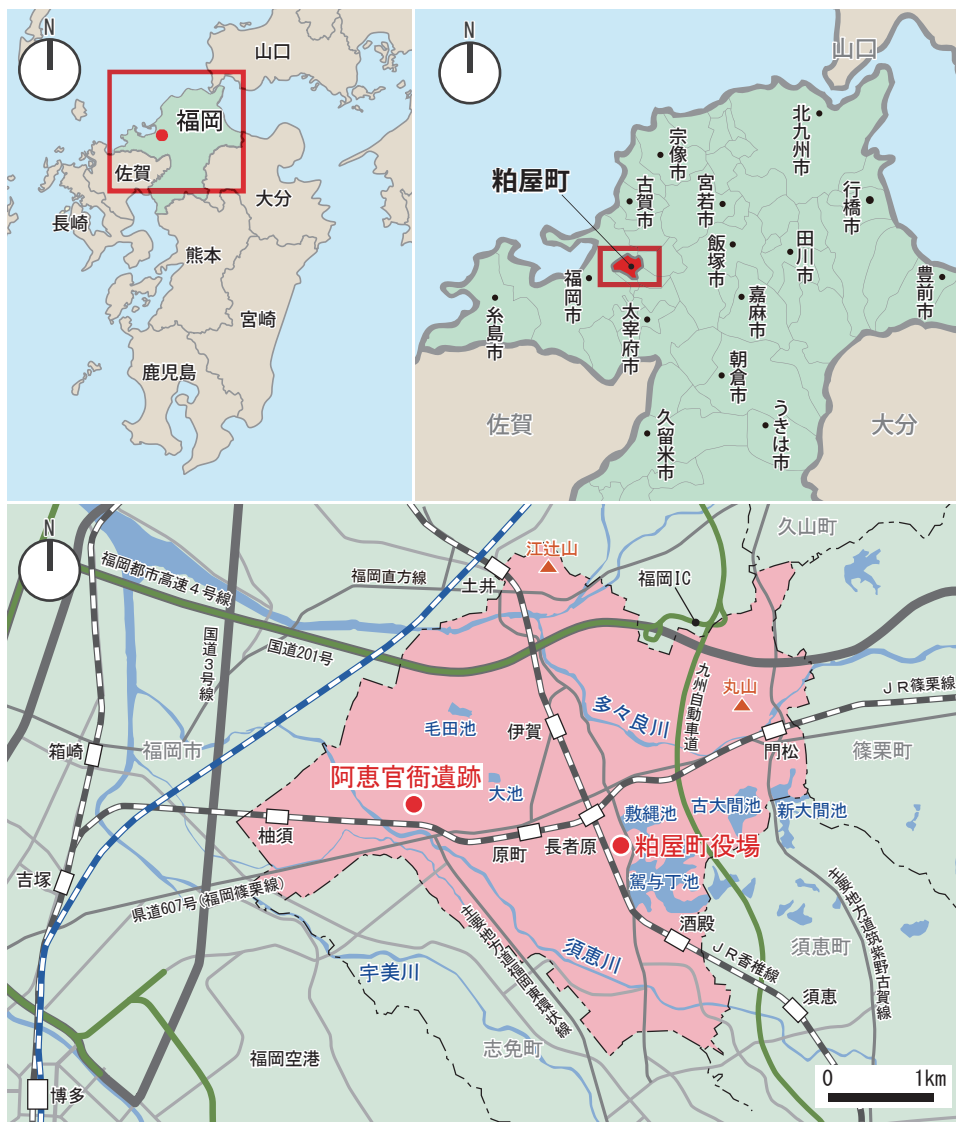


図2-1-1 粕屋町位置図

## (2) 都市計画の状況

本町は町全域が「福岡広域都市計画区域」となっており、本史跡のある地域は、現在市街化調整区域に指定されている。また、都市計画道路のうち、福岡東環状線の整備計画が本史跡地範囲の西部を横断している(図 2-1-2)。

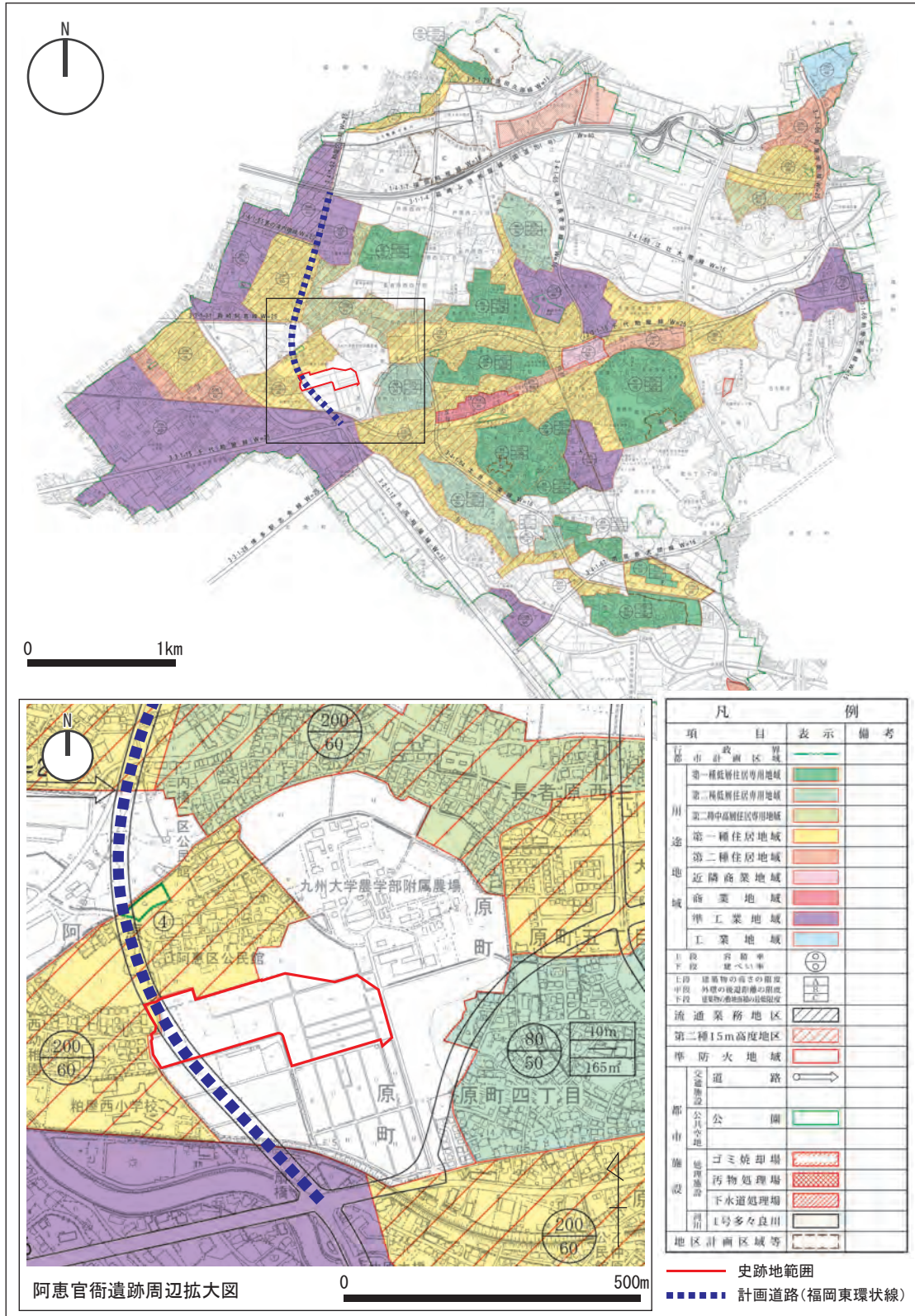


図2-1-2 粕屋町都市計画図



## 2-2 粕屋町の地理的環境

福岡県糟屋郡粕屋町は、福岡市の東に隣接し、粕屋平野の中央に位置している。町域は14.13 km<sup>2</sup>で、平坦な地形である。

粕屋平野の西は博多湾に面し、南側は太宰府市の四王寺山系から伸びる月隈丘陵によって福岡平野と区分される。東側の三郡山系、犬鳴山系を源とする3本の河川が平野を貫流し、北から多々良川、須恵川、宇美川の順で博多湾へ注いでいる。平野の北側には立花丘陵部があり、博多湾に面して周りを山地で囲まれた小さな平野である。また、平野内は東の三郡山系から舌状に派生する低丘陵が多く伸びているため、平坦な地勢の割りに沖積地は河川流域に限られている(図2-2-1)。

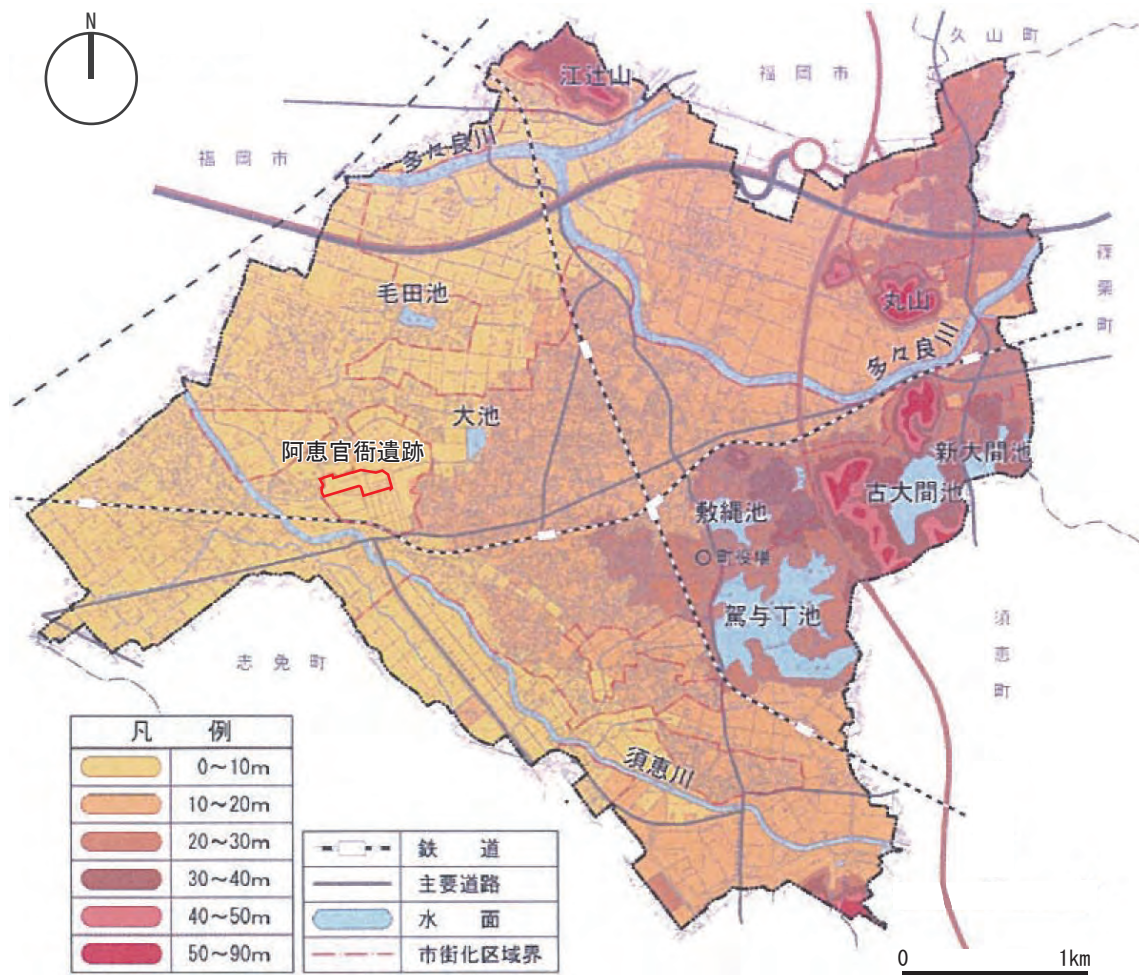


図2-2-1 粕屋町の地形・水系図

## 2-3 粕屋町の歴史的環境

### (1) 旧石器時代～縄文時代

駕与丁池遺跡群、戸原外屋敷遺跡などの丘陵部では、ナイフ型石器、細石器等が散布しており、古くから人の営みが確認できる地域である。

縄文時代になると江辻遺跡、戸原伊賀遺跡など平野部に集落が形成される。このうち江辻遺跡第4地点の調査では、縄文時代晩期の良好な土器・石器等がまとまって出土し、西日本における縄文時代最後の生活道具の在り方を示すものとして重要と評価され、出土品 232 点が福岡県の有形文化財(考古資料)に指定されている(図 2-3-1)。



図2-3-1 江辻遺跡第4地点出土縄文土器

### (2) 弥生時代

弥生時代早期に、松菊里型住居で構成された渡来系稲作集落が江辻遺跡に登場する。多々良川流域は、弥生時代中期から青銅器生産が知られる地域であり、福岡市土井遺跡群・多々良大牟田遺跡群では青銅器鋳型が出土している。粕屋町域でも、戸原鹿田遺跡で銅鏃、内橋登り上り遺跡第1地点と内橋坪見遺跡の2か所で青銅製鋤先が出土しており、青銅器生産を基盤とした集落展開の様相が明らかになりつつある(図 2-3-2)。



図2-3-2 内橋坪見遺跡出土青銅製鋤先

### (3) 古墳時代

古墳時代前期に、前方後円墳である戸原王塚古墳、名島古墳(福岡市)、内橋カラヤ古墳が築造される。その後、中期には首長系譜が途切れるが、後期になると推定全長 75mほどの前方後円墳である鶴見塚古墳が阿恵官衙遺跡に隣接する場所に築造される(図 2-3-3)。これは那津官家の管掌者の墓といわれる東光寺剣塚古墳と同規模・同主体部であり、『日本書紀』継体 22 年の糟屋屯倉との関連が示唆される。



図2-3-3 鶴見塚古墳

阿恵官衙遺跡の北東約 1.6km の戸原寺田遺跡は、6 世紀後半から 7 世紀前半の鍛冶関連遺構や紡織関連遺物が出



図2-3-4 戸原寺田遺跡出土紡織関連木製品

土し、隣接する戸原御堂の原遺跡では、同時期の倉庫群も確認されている（図 2-3-4）。これらは手工業生産に関わる拠点集落とみれら、阿恵官衙遺跡成立前の豪族支配体制の一端を示すものとして注目される。

#### (4)古代

現在の粕屋町域は、古代の筑前国糟屋郡に属し、阿恵官衙遺跡において糟屋評（郡）衙の発見に至った。7世紀後半から8世紀にかけて、政庁と正倉という地方官衙の主要施設の全体像を捉えながら、評衙の出現から郡衙の最盛期にいたるまで地方官衙の変遷を追うことができる稀な遺跡である。

8世紀前半に阿恵官衙遺跡の政庁が移転した後、郡衙の候補地はいくつか想定される。

阿恵官衙遺跡と谷を隔てた北側の微高地上に位置する阿恵原口遺跡は、政庁と同じ方位の官衙建物が直交に配置されており、周辺にも官衙建物が展開している可能性がある（図 2-3-5）。また、阿恵官衙遺跡の東方約 0.9 km の地点にある 1 町四方の区画は、『筑前国続風土記拾遺』で「長者の屋敷跡」と記されている。区画の方位が阿恵官衙遺跡の政庁と同じであり、郡衙の区画を示している可能性が高い。さらに、「長者の屋敷跡」の南約 100m にある原町平原遺跡では、大規模な柱穴をもつ大型の建物跡が発見された。建物の主軸方位が正方位を向くことから 8 世紀後半の郡衙関連施設とみられる（図 2-3-6）。郡衙は移転を繰り返す傾向があり、これらの候補地をいくつか経由している可能性もある。

阿恵官衙遺跡の側を西海道駅路が通過しており、この駅路に沿って北へ 0.9 km 移動すると、大宰府式鬼瓦、ベンガラが付着した隅切りの軒瓦などの多量の瓦が出土し、駅家（夷守駅）とみられる内橋坪見遺跡がある（図 2-3-7、2-3-8）。7 世紀末から 9 世紀初頭にかけて、掘立柱建物、瓦葺礎石建物、築地塀、区画溝などを造営し、阿恵官衙遺跡と同時代に存在した官衙遺跡である。



図2-3-5 阿恵原口遺跡



図2-3-6 原町平原遺跡



図2-3-7 内橋坪見遺跡



図2-3-8 内橋坪見遺跡出土大宰府式鬼瓦



さらに内橋坪見遺跡の近く、多々良川に隣接した低地に多々良込田遺跡(福岡市)がある。掘立柱建物群と多くの舶載品や、役人の存在を示す石帯などが出土しており、立地環境や多様な出土品から、港湾施設としての性格が想定できる。

一方、多々良川中流域では、8世紀後半の倉庫群を含む掘立柱建物群のほか、「加麻又郡」のへら書き須恵器が出土した江辻遺跡第6地点がある(図2-3-9)。「加麻又郡」の名称は未詳の郡名であり、その評価はいまだ結論は出ていないが、建物群の規模からみて郡衙の末端施設と考えられる。

また、阿恵官衙遺跡の東約2.3kmの丘陵上に、8世紀後半創建とみられる駕輿丁廃寺があり、伽藍は不明であるが、塔の心礎が出土している。

このように、粕屋町周辺は大型の前方後円墳、評(郡)衙、官道、駅家、港、郡衙、寺院などが確認されていて、古代史を考えるうえで鍵となる重要な要素を持つ地域といえる。



図2-3-9 江辻遺跡第6地点出土へら書き須恵器

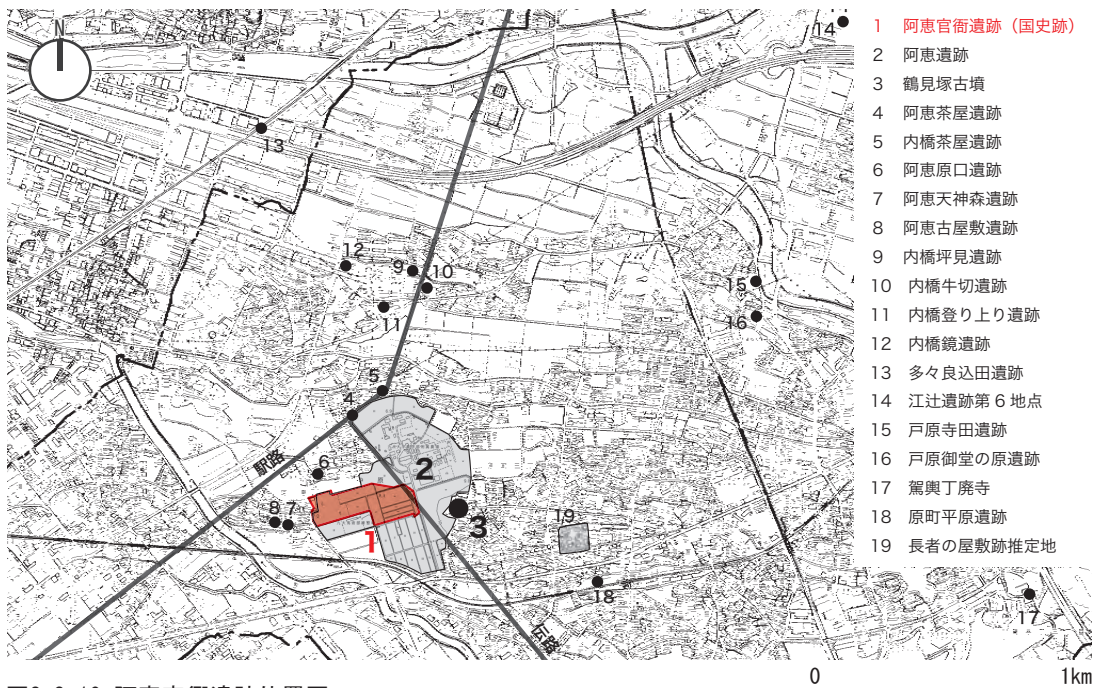


図2-3-10 阿恵官衙遺跡位置図

## (5)中世

中世に成立した貿易都市博多の近郊に位置することから、町域の周辺でもたびたび戦乱が起きている。鎌倉幕府が崩壊した後、後醍醐天皇と対立した足利尊氏が九州へ逃れると、1336年に多々良浜の戦い(福岡市東区～粕屋町)で天皇方の菊池氏と衝突する。これに勝利した足利尊氏は再び上京して室町幕府を樹立した。

南北朝時代になると九州は南朝勢力が支配することになるが、そのきっかけとなった長者原合戦が粕屋町長者原付近で起き、この合戦に由来する「御所陣」の地名が今に残る。

戦国時代は、大友氏、毛利氏などによる立花城(新宮町)を巡る攻防が繰り返され、町内にも山城の丸山城が築城されている。

## (6)近世

たび重なる飢きんから民衆を救うため、戸原村(粕屋町戸原)出身で庄屋職・大庄屋職を歴任した長外平が、若杉山の谷水を新大間池(粕屋町大隈)へ通す導水事業を発案する。外平の同郷で博多の年行事を務めていた立石久明が工事費用を出資し、1821年に新大間池仕掛水路が完成する。この水路は現在も利用され、多くの水田を潤している。

## (7)近現代

明治期は炭坑の採掘が盛んに行われ、町内においても仲原炭坑、大川炭鉱などが開設される。採掘した石炭を運搬するため、西戸崎一須恵間に博多湾鉄道が開通し、長者原駅(後に伊賀駅)、酒殿駅が設置された。

大正10年(1921)には九州大学農学部附属原町農場が開場され、令和3年(2021)の移転に至るまで農学研究・教育の場として活用された。本史跡が良好な保存状態で残っていたのは、農場の農地の下にあることで宅地開発等による破壊を免れたからである。

昭和32年(1957)に大川村と仲原村が合併して「粕屋町」が誕生する。その後、九州縦貫自動車道、福岡都市高速の開通や福岡空港に近い利便性から福岡市のベッドタウン化が進み、人口が約48,000人を超えるまで増加した。今後も人口の増加が予想されている。

## 2-4 粕屋町所在の指定文化財

粕屋町には、国指定の阿恵官衙遺跡をはじめ、県指定文化財2件、町指定文化財13件の文化財がある(表2-4-1、図2-4-1～2-4-8)。

表2-4-1 粕屋町の指定文化財

指定区分	名称	種別	指定日
国指定	阿恵官衙遺跡	史跡	令和2年(2020)3月10日
県指定	大隈石棺	史跡	昭和30年(1955)3月12日
	江辻遺跡第4地点出土品	有形文化財 (考古資料)	平成30年(2018)3月20日
町指定	クスノキ [志賀神社]	天然記念物	昭和59年(1984)4月6日
	クスノキ [伊賀薬師堂]	天然記念物	昭和59年(1984)4月6日
	クスノキ [戸原天満宮]	天然記念物	昭和59年(1984)4月6日
	フジ	天然記念物	昭和59年(1984)4月6日
	スタジイ	天然記念物	昭和59年(1984)4月6日
	新大間堤開鑿図絵	有形文化財 (絵画)	平成13年(2001)11月28日
	長外平翁夫妻肖像画	有形文化財 (絵画)	平成13年(2001)11月28日
	木造虚空蔵菩薩坐像	有形文化財 (彫刻)	平成13年(2001)11月28日
	奉書写大乘妙典一石一字経供養塔	史跡	平成13年(2001)11月28日
	大般若波羅蜜多経	有形文化財 (書跡・典籍)	平成13年(2001)11月28日
	立石久明肖像画	有形文化財 (絵画)	平成17年(2005)10月3日
	阿弥陀三尊梵字板碑	有形文化財 (考古資料)	平成21年(2009)9月9日
	ゴヨウマツ	天然記念物	平成21年(2009)9月9日





図2-4-1 県指定史跡 大隈石棺  
平成21年(2009)6月2日撮影



図2-4-2 県指定有形文化財 江辻遺跡第4地点出土品  
平成29年(2017)12月27日撮影



図2-4-3 町指定天然記念物 クスノキ [志賀神社]  
平成28年(2016)8月17日撮影



図2-4-4 町指定天然記念物 フジ  
平成24年(2012)4月26日撮影



図2-4-5 町指定有形文化財 長卯平翁夫妻肖像画  
平成25年(2013)1月10日撮影



図2-4-6 町指定史跡 奉書写大乘妙典一石一字経供養塔  
平成21年(2009)3月18日撮影



図2-4-7 町指定有形文化財 大般若波羅蜜多經  
平成19年(2007)10月11日撮影



図2-4-8 町指定天然記念物 ゴヨウマツ  
令和3年(2021)2月19日撮影

## 2-5 粕屋町の他の計画との関係

本計画は文化財保護法を基に史跡の保存・活用を図るものであるが、史跡のみならずその周辺地域との持続可能な関わりなども含めた、まちづくりという広い概念をもって実現されるべきものである。

本計画を策定するにあたり、関係する粕屋町の他の計画として、町の上位計画である第5次粕屋町総合計画や、それに即して策定され都市整備を進めていくための指針となる粕屋町都市計画マスタープランがある(図2-5-1)。

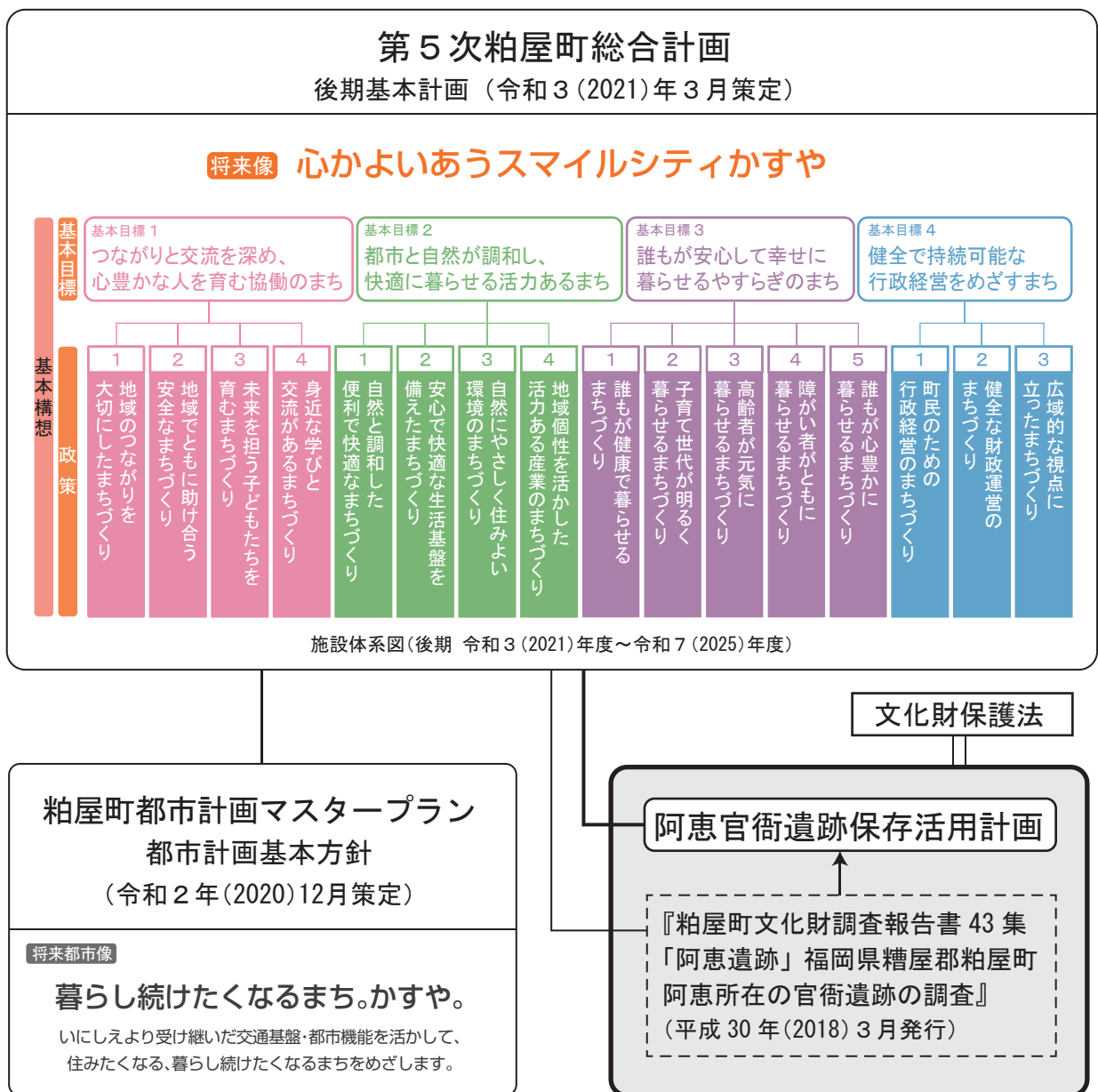


図2-5-1 保存活用計画と関係する他の計画との体系図



## (1)第5次粕屋町総合計画における位置づけ

本計画は、町の上位計画である令和3年(2021)3月に策定された第5次粕屋町総合計画後期基本計画に即して、史跡地とその周辺地域における土地利用や教育等の活用に関する計画を策定する必要がある。町の将来像として「心かよいあうスマイルシティかすや」を掲げた第5次粕屋町総合計画のうち、本計画と関連する計画として、基本目標1「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち」と、基本目標2「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」があり、それぞれの施策が示されている。

### ①基本目標1

基本目標1「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち」のうち、政策4「身近な学びと交流があるまちづくり」の基本計画に、基本施策(2)「郷土を愛し、地域の歴史と文化を継承する社会の実現」がある。ここでは、「文化財の保存・有効活用」を推進施策とし、文化財に関する調査と適切な保存・管理や、文化財保護に関する普及活動、さらには、学習支援等を通じた文化に対する理解や町民の郷土愛を育むこと等が示されている。

### 基本目標1 つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち

#### 政策4 身近な学びと交流があるまちづくり

### (2)郷土を愛し、地域の歴史と文化を継承する社会の実現

#### 基本施策

阿恵官衙遺跡などの地域の貴重な文化財を次世代に継承し、歴史文化への理解を深めるとともに、郷土に対する愛着や誇りを育みます。

#### ■基本施策の取組方針

- ◎阿恵官衙遺跡保存活用計画を策定し、将来的な史跡の保存と活用の方針を定めるとともに、国指定地の公有化を図り、史跡整備の計画及び設計を推進します。
- ◎歴史資料館の企画展・講座の開催や、学校の歴史授業において、阿恵官衙遺跡などをテーマにした学習を実施し、町の文化財への理解を深め、郷土への愛着と誇りを高めます。
- 重点** 阿恵官衙遺跡の国史跡指定に関連するイベントや講座など、地域文化財の情報発信を推進し、町民の歴史文化に対する興味と関心を高めます。
- ◎阿恵官衙遺跡など町内の歴史・文化について、国内に広く情報発信を行うとともに、関係機関と連携し、町の認知度も高めます。
- ◎埋蔵文化財について、調査の円滑化を図り、適正な保存・管理を推進します。

## ②基本目標2

基本目標2「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」のうち、政策1「自然と調和した便利で快適なまちづくり」に、基本施策(1)「自然と調和した都市空間の創造」がある。ここでは、「秩序ある土地利用の形成」を推進施策とし、本計画の対象地にも含まれる九州大学農場跡地等の有効活用について、地域や関係機関との協議のもと、都市計画に沿った土地利用の誘導を行うこと等が示されている。

### 基本目標2 都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち

#### 政策1 自然と調和した便利で快適なまちづくり

##### (1) 自然と調和した都市空間の創造

###### 基本施策

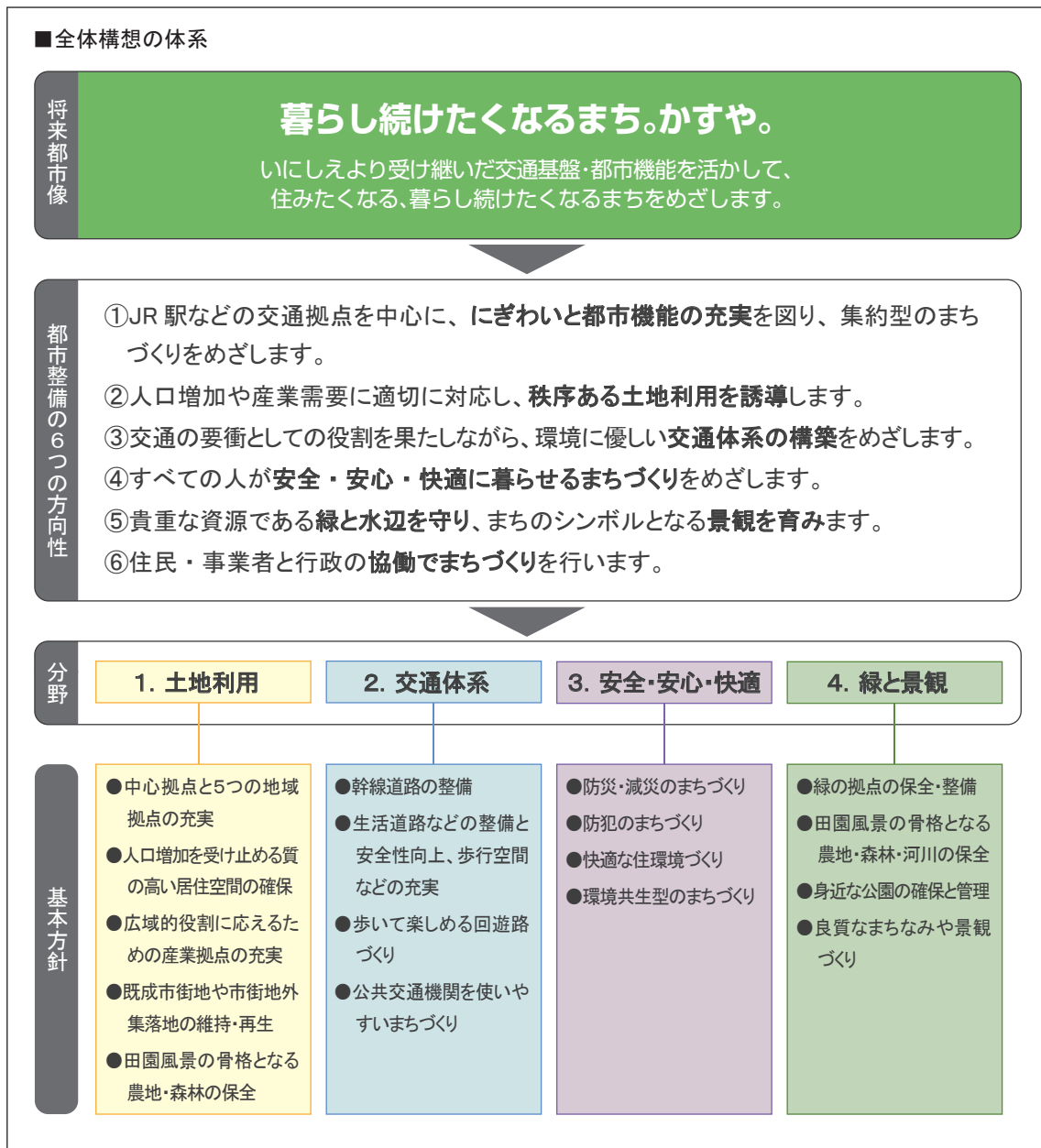
自然と都市のバランスのとれた、快適で魅力的な生活環境を確保するため、計画的なまちづくりを推進します。

###### ■基本施策の取組方針

- ◎都市計画マスタープランに沿った、秩序ある土地利用の促進・維持を図るとともに、町の中心拠点においては、まちの顔にふさわしいにぎわいと個性のある場所への再生をめざし、土地の高度利用を誘導するように土地利用規制のあり方を検討します。
- ◎ぼた山については、適正な管理を引き続き行うとともに、今後の開発の方向性を関係自治体と連携し検討します。
- ◎農地パトロールなどにより農地の適正管理のため必要な指導や助言を行い、農地の保全を推進します。
- ◎九州大学農場跡地(予定)の活用については、交通の要衝となるメリットを活かし、公共公益施設・商業・業務・住宅など複合的な要素をあわせ持つ魅力ある市街地を形成し、新たな雇用の場の創出をめざします。
- ◎国の史跡指定となった阿恵官衙遺跡は貴重な歴史資源であり、町の魅力を発信できる緑の拠点として、九州大学農場跡地(予定)と一体的な活用を図ります。

## (2) 粕屋町都市計画マスタープランにおける位置づけ

令和2年(2020)12月に策定された粕屋町都市計画マスタープランでは、策定から概ね20年後を目標とし、都市整備の観点から将来のあるべき姿やまちづくりの方針が示されている。将来都市像の「暮らし続けたいなるまち。かすや。」を実現するため、「JR駅などの交通拠点を中心に、にぎわいと都市機能の充実を図り、集約型のまちづくり」や、「人口増加や産業需要に適切に対応し、秩序ある土地利用を誘導」をはじめとした、「都市整備の6つの方向性」に基づき、分野別の基本方針が示されている。



粕屋町都市計画マスタープラン 都市計画基本方針(令和2年(2020)12月 粕屋町)より抜粋





## ■西地区のまちづくり方針

都市計画マスタープランにおいて、本史跡は福岡市と隣接する西地区に属する。

西地区のまちづくりの基本方針と主な取り組みとして、「九大農場跡地(予定)は福岡都市圏をつなぐ福岡東環状線と福岡市中心部とつながる県道 607 号線が交差する交通の要衝に位置しており、また、敷地内には重要な歴史資源である阿恵官衙遺跡が出土しています。公共公益施設・商業・業務・住宅・公園緑地など複合的な要素を併せ持つ魅力ある新たな市街地を形成します。」、また「都市間幹線道路網を形成するため、井尻粕屋線(福岡東環状線)の扇橋以北の区画道路の早期完了をめざします。」等、本史跡の計画対象地に関わる事業の取組みが示されている(表 2-5-1)。



図2-5-3 西地区の位置

表2-5-1 西地区のまちづくりの主な取り組み  
(粕屋町都市計画マスタープラン 都市計画基本方針(令和2年(2020)12月 粕屋町)より抜粋)

主な取り組み	重点事業	主な関連分野
<p><b>九大農場跡地(予定):新たな市街地の形成</b></p> <p>○九大農場跡地(予定)を活用し、公共公益施設・商業・住宅など複合的な要素を併せ持つ魅力ある市街地を形成し、新たな雇用の場を創出します。</p> <p>○九大農場跡地(予定)で発掘された阿恵官衙遺跡は貴重な歴史資源であり、本町の魅力を発信できる緑の拠点として、遺跡公園の整備を進めます。</p> <p>○九大農場跡地(予定)における都市的土地利用に際しては、オープンスペースの充実を図るとともに、建築物や看板類などの形態意匠が周辺景観と調和するよう誘導します。</p> <p>○九大農場跡地(予定)の活用と合わせた新駅の設置について鉄道事業者や開発事業者と協議します。</p>		<p>土地利用</p> <p>交通体系</p> <p>緑と景観</p>
<p><b>井尻粕屋線(福岡東環状線):幹線道路の整備</b></p> <p>○南北に連絡する都市間幹線道路として、井尻粕屋線(福岡東環状線)の扇橋交差点以北の道路整備の早期完了を図り、生活道路における通過交通の減少と交通渋滞の緩和をめざします。</p> <p>○井尻粕屋線(福岡東環状線)沿線における街路樹の充実を図るため、国・県と協議するとともに、沿線開発にあわせて地域と協議しながら景観についてのルールづくりを検討します。</p>		<p>交通体系</p> <p>緑と景観</p>

## 3 阿恵官衙遺跡の概要

### 3-1 指定に至る経緯

#### (1) 調査の起因

遺跡が確認される以前は、九大農場の敷地内であるため過去に調査例がなく、遺物の散布地として埋蔵文化財包蔵地に設定されていたにすぎない。糟屋評(郡)衙がこの地に眠っていることはもとより、その所在地も不明な状況であった。

そのような認識のもと、九大農場の移転に先立ち、敷地内の埋蔵文化財事前調査が計画され、平成25年(2013)6月10日に国立大学法人九州大学より粕屋町教育委員会へ埋蔵文化財事前審査願書が提出された。また、九大農場内を通過する位置に主要地方道福岡東環状線建設工事が計画され、平成26年(2014)2月25日に福岡県福岡県土整備事務所より粕屋町教育委員会へ埋蔵文化財事前審査願書が提出された。

これらの申請を受けて、国庫及び県費の補助金を活用して、平成25年(2013)度から平成28年(2016)度にかけて埋蔵文化財確認調査を実施した。

#### (2) 重要遺構の発見

調査当初の平成25年(2013)度に評(郡)衙の政庁と正倉の一部を検出し、官衙遺跡であることを確認した。平成26年(2014)7月19日には調査成果を広く公開する現地説明会を実施し、約450名の参加を得た。遺跡の重要性から、平成27年(2015)度に阿恵遺跡調査指導委員会を設置し、現地調査を平成28年(2016)度まで実施した。

4年間の調査によって、政庁の変遷過程、正倉の増築、古代道路の存在などが明らかとなり、古代の原風景を今に残したまま官衙の全体像を把握できるという極めて良好な保存状態で残されていたことは、阿恵官衙遺跡の歴史的価値を高め、古代地方官衙の様相を考える上で重要な発見に至った。これらの調査成果をまとめた発掘調査報告書を作成し、平成29年(2017)度に刊行している。

#### (3) 国指定史跡へ

平成30年(2018)度に地権者及び関係機関等と協議を重ね、令和元年度に国の史跡指定に係る意見具申書を文部科学大臣に提出して、令和2年(2020)3月10日に国の史跡に指定された。粕屋町においては、初めての国史跡である。




### 3-2 指定の状況

#### (1) 指定告示

##### ■官報告示(史跡指定)

令和2年(2020)3月10日に発行された官報を以下に掲載する。文部科学省告示第17号の告示において、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定に基づき、阿恵官衙遺跡が史跡に指定されたことが記されている。



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 放送法施行規則の一部を改正する省令(総務七)
- 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令(同八)
- 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準(同九)
- 意匠法施行規則の一部を改正する省令(経済産業一四)

(告 示)

- 放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件(総務五九)
- 基幹放送普及計画の一部を変更する件(同六〇)
- 消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件(同六一)

---

- 国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者を指定する件の一部を改正する件(外務六八)
- 特別史跡に指定する件(文部科学一六)
- 史跡に指定する件(同二七)
- 名勝に指定する件(同二八)
- 特別史跡に地域を追加して指定する件(同一九)
- 特別天然記念物に地域を追加して指定する件(同二〇)
- 史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件(同二二)
- 名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件(同二二)
- 史跡に地域を追加して指定する件(同二三)
- 記念物を登録記念物に登録する件(同二四)
- 強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件(同二五)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(厚生労働六八)
- 農産物規格規程の一部を改正する件(農林水産四五四)

---

○文部科学省告示第十六号  
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第九十二条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる史跡を特別史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。  
令和二年三月十日  
文部科学大臣 萩生田光一

名 称	所 在 地	地 域
阿恵官衙遺跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字原町字阿恵原	一三二番一、一四三番 一九三番、一九四番 二五五番三、二五五番四、二五五番五、二五五番六、二五五番七、二五五番八、二五五番九、二五五番一〇、二五五番一一、二五五番一二、二五五番一三、二五五番一四、二五五番一五、二五五番一六、二五五番一七、二五五番一八、二五五番一九、二五五番二〇、二五五番二一、二五五番二二、二五五番二三、二五五番二四、二五五番二五、二五五番二六、二五五番二七、二五五番二八、二五五番二九、二五五番三〇、二五五番三一、二五五番三二、二五五番三三、二五五番三四、二五五番三五、二五五番三六、二五五番三七、二五五番三八、二五五番三九、二五五番四〇、二五五番四一、二五五番四二、二五五番四三、二五五番四四、二五五番四五、二五五番四六、二五五番四七、二五五番四八、二五五番四九、二五五番五〇、二五五番五一、二五五番五二、二五五番五三、二五五番五四、二五五番五五、二五五番五六、二五五番五七、二五五番五八、二五五番五九、二五五番六〇、二五五番六一、二五五番六二、二五五番六三、二五五番六四、二五五番六五、二五五番六六、二五五番六七、二五五番六八、二五五番六九、二五五番七〇、二五五番七一、二五五番七二、二五五番七三、二五五番七四、二五五番七五、二五五番七六、二五五番七七、二五五番七八、二五五番七九、二五五番八〇、二五五番八一、二五五番八二、二五五番八三、二五五番八四、二五五番八五、二五五番八六、二五五番八七、二五五番八八、二五五番八九、二五五番九〇、二五五番九一、二五五番九二、二五五番九三、二五五番九四、二五五番九五、二五五番九六、二五五番九七、二五五番九八、二五五番九九、二五五番一〇〇
阿恵官衙遺跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字原町字阿恵原	一三二番一、一四三番 一九三番、一九四番 二五五番三、二五五番四、二五五番五、二五五番六、二五五番七、二五五番八、二五五番九、二五五番一〇、二五五番一一、二五五番一二、二五五番一三、二五五番一四、二五五番一五、二五五番一六、二五五番一七、二五五番一八、二五五番一九、二五五番二〇、二五五番二一、二五五番二二、二五五番二三、二五五番二四、二五五番二五、二五五番二六、二五五番二七、二五五番二八、二五五番二九、二五五番三〇、二五五番三一、二五五番三二、二五五番三三、二五五番三四、二五五番三五、二五五番三六、二五五番三七、二五五番三八、二五五番三九、二五五番四〇、二五五番四一、二五五番四二、二五五番四三、二五五番四四、二五五番四五、二五五番四六、二五五番四七、二五五番四八、二五五番四九、二五五番五〇、二五五番五一、二五五番五二、二五五番五三、二五五番五四、二五五番五五、二五五番五六、二五五番五七、二五五番五八、二五五番五九、二五五番六〇、二五五番六一、二五五番六二、二五五番六三、二五五番六四、二五五番六五、二五五番六六、二五五番六七、二五五番六八、二五五番六九、二五五番七〇、二五五番七一、二五五番七二、二五五番七三、二五五番七四、二五五番七五、二五五番七六、二五五番七七、二五五番七八、二五五番七九、二五五番八〇、二五五番八一、二五五番八二、二五五番八三、二五五番八四、二五五番八五、二五五番八六、二五五番八七、二五五番八八、二五五番八九、二五五番九〇、二五五番九一、二五五番九二、二五五番九三、二五五番九四、二五五番九五、二五五番九六、二五五番九七、二五五番九八、二五五番九九、二五五番一〇〇

○文部科学省告示第十七号  
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第九十二条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。  
令和二年三月十日  
文部科学大臣 萩生田光一

名 称	所 在 地	地 域
阿恵官衙遺跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字原町字阿恵原	一三二番一、一四三番 一九三番、一九四番 二五五番三、二五五番四、二五五番五、二五五番六、二五五番七、二五五番八、二五五番九、二五五番一〇、二五五番一一、二五五番一二、二五五番一三、二五五番一四、二五五番一五、二五五番一六、二五五番一七、二五五番一八、二五五番一九、二五五番二〇、二五五番二一、二五五番二二、二五五番二三、二五五番二四、二五五番二五、二五五番二六、二五五番二七、二五五番二八、二五五番二九、二五五番三〇、二五五番三一、二五五番三二、二五五番三三、二五五番三四、二五五番三五、二五五番三六、二五五番三七、二五五番三八、二五五番三九、二五五番四〇、二五五番四一、二五五番四二、二五五番四三、二五五番四四、二五五番四五、二五五番四六、二五五番四七、二五五番四八、二五五番四九、二五五番五〇、二五五番五一、二五五番五二、二五五番五三、二五五番五四、二五五番五五、二五五番五六、二五五番五七、二五五番五八、二五五番五九、二五五番六〇、二五五番六一、二五五番六二、二五五番六三、二五五番六四、二五五番六五、二五五番六六、二五五番六七、二五五番六八、二五五番六九、二五五番七〇、二五五番七一、二五五番七二、二五五番七三、二五五番七四、二五五番七五、二五五番七六、二五五番七七、二五五番七八、二五五番七九、二五五番八〇、二五五番八一、二五五番八二、二五五番八三、二五五番八四、二五五番八五、二五五番八六、二五五番八七、二五五番八八、二五五番八九、二五五番九〇、二五五番九一、二五五番九二、二五五番九三、二五五番九四、二五五番九五、二五五番九六、二五五番九七、二五五番九八、二五五番九九、二五五番一〇〇

■官報告示(管理団体)

令和2年(2020)7月22日に発行された官報を以下に掲載する。文化庁告示第58号の告示において、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条第1項の規定により、阿恵官衙遺跡を管理すべき地方公共団体として、粕屋町が指定されたことが記されている。

<p>六</p> <p>内閣 内閣法制局 宮内庁 消費者庁 法務省 公安調査庁 最高裁判所</p>	<p>五</p> <p>○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (同一五六〇、一五六)</p> <p>○都市計画に関する件 (北陸地方整備局六〇)</p> <p>○道路に関する件 (九州地方整備局六九)</p> <p>○都市計画に関する件 (沖縄総合事務局二七)</p> <p>(国会事項)</p> <p>(人事異動)</p>	<p>四</p> <p>○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件(文化庁五八〇)</p> <p>○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件(同六一)</p> <p>○登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件(同六二)</p> <p>○肉用子牛生産安定等特別措置法第五條第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件 (農林水産一四〇二)</p> <p>○中小企業信用保険法第二條第五項第四号の災害及び地域を改正する件 (経済産業一五八)</p> <p>○高速自動車国道に関する件 (国土交通七四三)</p> <p>○海上における射撃訓練等を実施する件(防衛一五五)</p> <p>○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (同一五六〇、一五六)</p>
---	---	---

<p>○文化庁告示第五十八号 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第百一十三條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。 令和二年七月二十二日 文化庁長官 宮田 亮平</p>	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>指定告示</th> <th>形状</th> </tr> <tr> <td>小山崎遺跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>遊佐町(山形県)</td> </tr> <tr> <td>磯浜古墳群</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>大洗町(茨城県)</td> </tr> <tr> <td>上野国多胡郡正倉跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>高崎市(群馬県)</td> </tr> <tr> <td>神明貝塚</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>春日部市(埼玉県)</td> </tr> <tr> <td>午王山遺跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>和光市(埼玉県)</td> </tr> <tr> <td>光明山古墳</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>浜松市(静岡県)</td> </tr> <tr> <td>安宅氏城館跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>白浜町(和歌山県)</td> </tr> <tr> <td>大元古墳</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>益田市(鳥根県)</td> </tr> <tr> <td>讃岐国府跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>坂出市(香川県)</td> </tr> <tr> <td>釜塚古墳</td> <td>昭和五十七年文部省告示第六十九号及び令和二年文部科学省告示第二十三号</td> <td>糸島市(福岡県)</td> </tr> <tr> <td>阿恵官衙遺跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>粕屋町(福岡県)</td> </tr> <tr> <td>杵築城跡</td> <td>令和二年文部科学省告示第十七号</td> <td>杵築市(大分県)</td> </tr> <tr> <td>阿多貝塚</td> <td>令和二年文部科学省告示第二十四号</td> <td>南さつま市(鹿児島県)</td> </tr> </table>	名称	指定告示	形状	小山崎遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	遊佐町(山形県)	磯浜古墳群	令和二年文部科学省告示第十七号	大洗町(茨城県)	上野国多胡郡正倉跡	令和二年文部科学省告示第十七号	高崎市(群馬県)	神明貝塚	令和二年文部科学省告示第十七号	春日部市(埼玉県)	午王山遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	和光市(埼玉県)	光明山古墳	令和二年文部科学省告示第十七号	浜松市(静岡県)	安宅氏城館跡	令和二年文部科学省告示第十七号	白浜町(和歌山県)	大元古墳	令和二年文部科学省告示第十七号	益田市(鳥根県)	讃岐国府跡	令和二年文部科学省告示第十七号	坂出市(香川県)	釜塚古墳	昭和五十七年文部省告示第六十九号及び令和二年文部科学省告示第二十三号	糸島市(福岡県)	阿恵官衙遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	粕屋町(福岡県)	杵築城跡	令和二年文部科学省告示第十七号	杵築市(大分県)	阿多貝塚	令和二年文部科学省告示第二十四号	南さつま市(鹿児島県)	<p>一 名称 アサヒビル株式会社</p> <p>二 住所 東京都中央区京橋三丁目七番一号</p> <p>三 当該認定を取り消した特定容器の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>素材</th> <th>色</th> <th>容量</th> <th>重量</th> <th>用途</th> <th>形状</th> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>茶色</td> <td>三三四ミリリットル</td> <td>二六〇グラム</td> <td>ビール用</td> <td>財務省 平成十八年三月経済産業省告示第一号 環境省 環第一のとおり</td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>茶色</td> <td>一、九五七ミリリットル</td> <td>一、二九〇グラム</td> <td>ビール用</td> <td>財務省 平成十八年三月経済産業省告示第一号 環境省 環第一のとおり</td> </tr> </table> <p>財務省 麻生 太郎 環境大臣 小泉進次郎 経済産業大臣 梶山 弘志</p>	素材	色	容量	重量	用途	形状	ガラス	茶色	三三四ミリリットル	二六〇グラム	ビール用	財務省 平成十八年三月経済産業省告示第一号 環境省 環第一のとおり	ガラス	茶色	一、九五七ミリリットル	一、二九〇グラム	ビール用	財務省 平成十八年三月経済産業省告示第一号 環境省 環第一のとおり
名称	指定告示	形状																																																												
小山崎遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	遊佐町(山形県)																																																												
磯浜古墳群	令和二年文部科学省告示第十七号	大洗町(茨城県)																																																												
上野国多胡郡正倉跡	令和二年文部科学省告示第十七号	高崎市(群馬県)																																																												
神明貝塚	令和二年文部科学省告示第十七号	春日部市(埼玉県)																																																												
午王山遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	和光市(埼玉県)																																																												
光明山古墳	令和二年文部科学省告示第十七号	浜松市(静岡県)																																																												
安宅氏城館跡	令和二年文部科学省告示第十七号	白浜町(和歌山県)																																																												
大元古墳	令和二年文部科学省告示第十七号	益田市(鳥根県)																																																												
讃岐国府跡	令和二年文部科学省告示第十七号	坂出市(香川県)																																																												
釜塚古墳	昭和五十七年文部省告示第六十九号及び令和二年文部科学省告示第二十三号	糸島市(福岡県)																																																												
阿恵官衙遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	粕屋町(福岡県)																																																												
杵築城跡	令和二年文部科学省告示第十七号	杵築市(大分県)																																																												
阿多貝塚	令和二年文部科学省告示第二十四号	南さつま市(鹿児島県)																																																												
素材	色	容量	重量	用途	形状																																																									
ガラス	茶色	三三四ミリリットル	二六〇グラム	ビール用	財務省 平成十八年三月経済産業省告示第一号 環境省 環第一のとおり																																																									
ガラス	茶色	一、九五七ミリリットル	一、二九〇グラム	ビール用	財務省 平成十八年三月経済産業省告示第一号 環境省 環第一のとおり																																																									

官報(令和2年(2020)7月22日発行)より抜粋

## ■ 指定内容

指定名称： 阿恵官衙遺跡  
遺跡の種類： 史跡  
指定年月日： 令和2年3月10日  
告示番号： 令和2年文部科学省告示第17号  
所在地： 福岡県糟屋郡粕屋町大字原町字阿恵原132番1他  
指定面積： 45,376.04 m<sup>2</sup>  
[所有者内訳]  
民有地(地権者1名) 40,958.00 m<sup>2</sup>  
福岡県有地 3,313.24 m<sup>2</sup>  
粕屋町有地 1,104.80 m<sup>2</sup>  
指定基準： 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

## (2) 指定説明文とその範囲

### ■ 指定理由

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号[平成7年3月6日文部省告示第24号改正]）に述べる「史跡左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの」のうち、「二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡」であることによる。

### ■ 指定説明文

粕屋平野の中央部、須恵川下流の標高6～8mの微高地上に立地する古代糟屋評（郡）の役所跡。糟屋評は698年に製作された国宝妙心寺梵鐘（京都府）の銘に「糟屋評造春米連廣國」とあることから、7世紀末の評造の名が分かる数少ない例としても注目される。また、遺跡の北方を北東から南西方向に向けて西海道駅路が通過する交通の要衝にもあたる。九州大学附属原町農場の移転に伴う発掘調査で、敷地の中央部を東西に延びる幅約100mの微高地上に、評（郡）衙の政庁跡、正倉群、西海道駅路から分岐する道路跡などを検出した。7世紀後半に成立した政庁は2度の改変を経て8世紀中頃に廃絶するが、正倉群は7世紀後半から順次、建てられ、政庁が廃絶する8世紀中頃から後半にも建物主軸方位を正方位とする正倉が建築されることなどが明らかになった。政庁、正倉といった官衙を構成する施設が良好な状態で検出されるとともに、西海道駅路等の道路網との関係など官衙の立地環境が判明した。また、成立は評の段階まで遡り、8世紀後半までその変遷をたどることができるなど、地方官衙の立地や成立時期、変遷を考える上で重要である。

（令和元年(2019)11月15日文化庁報道発表資料「史跡等の指定等について」）





### (3) 指定に至る調査成果

#### ① 自然的調査

本史跡が位置する博多湾東岸は、多々良川、須恵川、宇美川が河口付近で合流し、古代においては入り江状の内海を形成していた。当時の推定海岸線から須恵川を約2km遡上した微高地上に本史跡が立地する。この微高地は、乙犬丘陵から派生する舌状丘陵の最西端に位置するものであり、南北100m前後、東西約900mの細長い微高地の上に、政庁と正倉が展開している。8世紀の中頃以降に官衙建物の方位が正方位に変化するまでは、条里の方位ではなく、微高地の地形に沿って官衙が造営されている。

本史跡は須恵川から約300mの至近距離にあり、水運を利用した物資集積が可能な環境にある(図3-2-5)。

#### ② 歴史的調査

本史跡が所在する九大農場は、大正10年(1921)に整備され、以来農業実習教育および農学研究に利用されている。228,499㎡におよぶ広大な敷地は、町域の中心部からやや福岡市側に寄った市街地のなかに位置し、農場内だけが開発の波から隔離された環境にある。つまり、農場内は古代の景観を今に残しており、その景観とともに、糟屋評(郡)衙の政庁と正倉の全体像が把握できる状態で発見されたことに阿恵遺跡の大きな特徴がある。

官衙が機能していた期間は、出土遺物により7世紀後半から8世紀代と考えられ、評制から郡制への移行期にあたる。糟屋評については、698年製作の国宝妙心寺梵鐘(京都府)の銘文より、春米連廣國という評造名が判明している。まさに、阿恵官衙遺跡の政庁で春米連廣國が政務を執りおこなっていたのである。文字資料により評造の人物名が明らかな評衙が、発掘調査によって特定されたという歴史的価値のある官衙遺跡といえる(図3-2-3)。

古代の役所の中心的な施設となる政庁は、約55m四方の大きさで、周囲に細長い建物を配置することで施設内部の儀礼空間と外部を区画する構造である。政庁は一度建て替えが行われた後、8世紀の前半には廃絶され、郡の役所が他所へ移転したことが分かる。また、政庁の東には15棟の正倉群があり、建物群の配列方位の違いをもとに、政庁建物と同じ方位の一群から東西南北を向く方位の一群に増築が行われたことも明らかとなった。正倉群は、政庁が移転した後も8世紀後半まで引き続き管理されている。さらに、政庁、正倉という官衙の主要施設に加え、西海道駅路と交差する新たな古代道路を確認し、その交差する地点に糟屋評(郡)衙が立地していることが明らかになった(図3-2-6)。

このように古代の地方官衙の全体像を把握できるとともに、官衙と古代交通の立地環

境も判明し、官衙の成立時期やその変遷を考える上で重要な遺跡である。

また、正倉の東約200mの地点に、6世紀後半とみられる推定全長75mほどの前方後円墳である鶴見塚古墳が存在する。那津官家の管掌者と目される東光寺剣塚古墳（福岡市）と同時期・同規模であることから、ミヤケから評へと地方支配体制が変革を迎える時代の貴重な事例といえる（図3-2-8）。

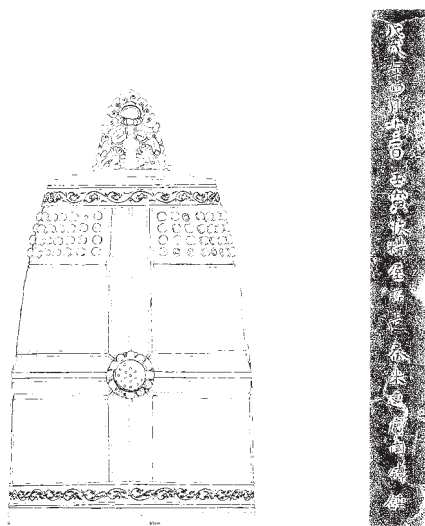


図3-2-3 京都妙心寺梵鐘と梵鐘銘



図3-2-4 正倉群空撮(西上方から)

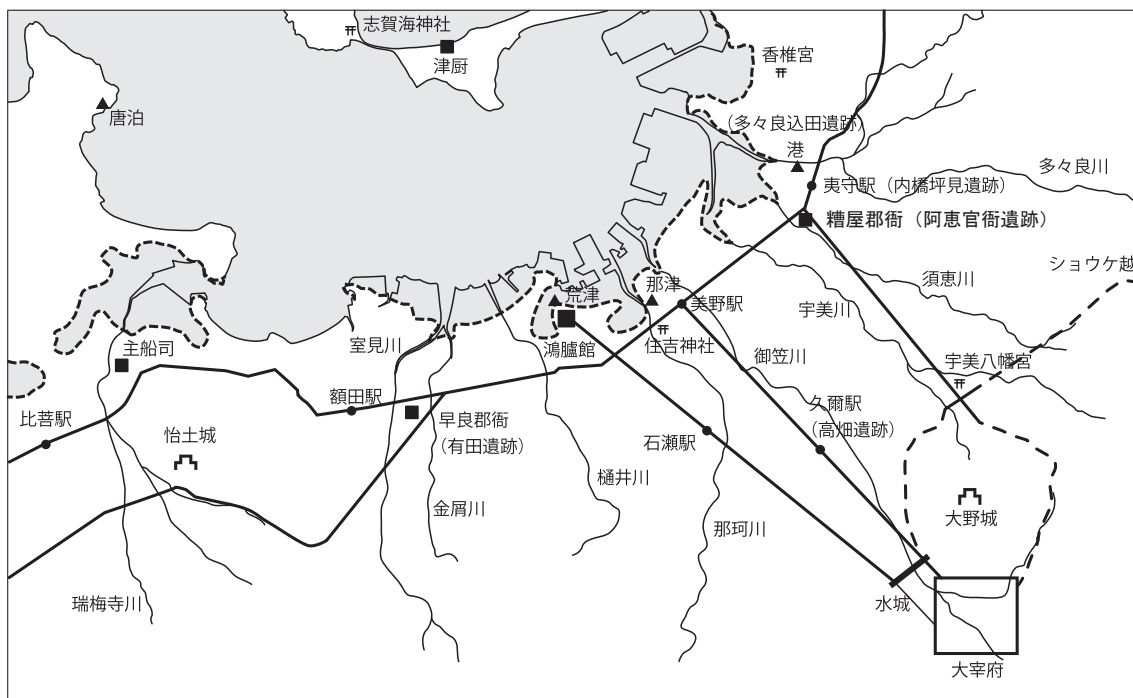


図3-2-5 博多湾沿岸の官衙関連遺跡

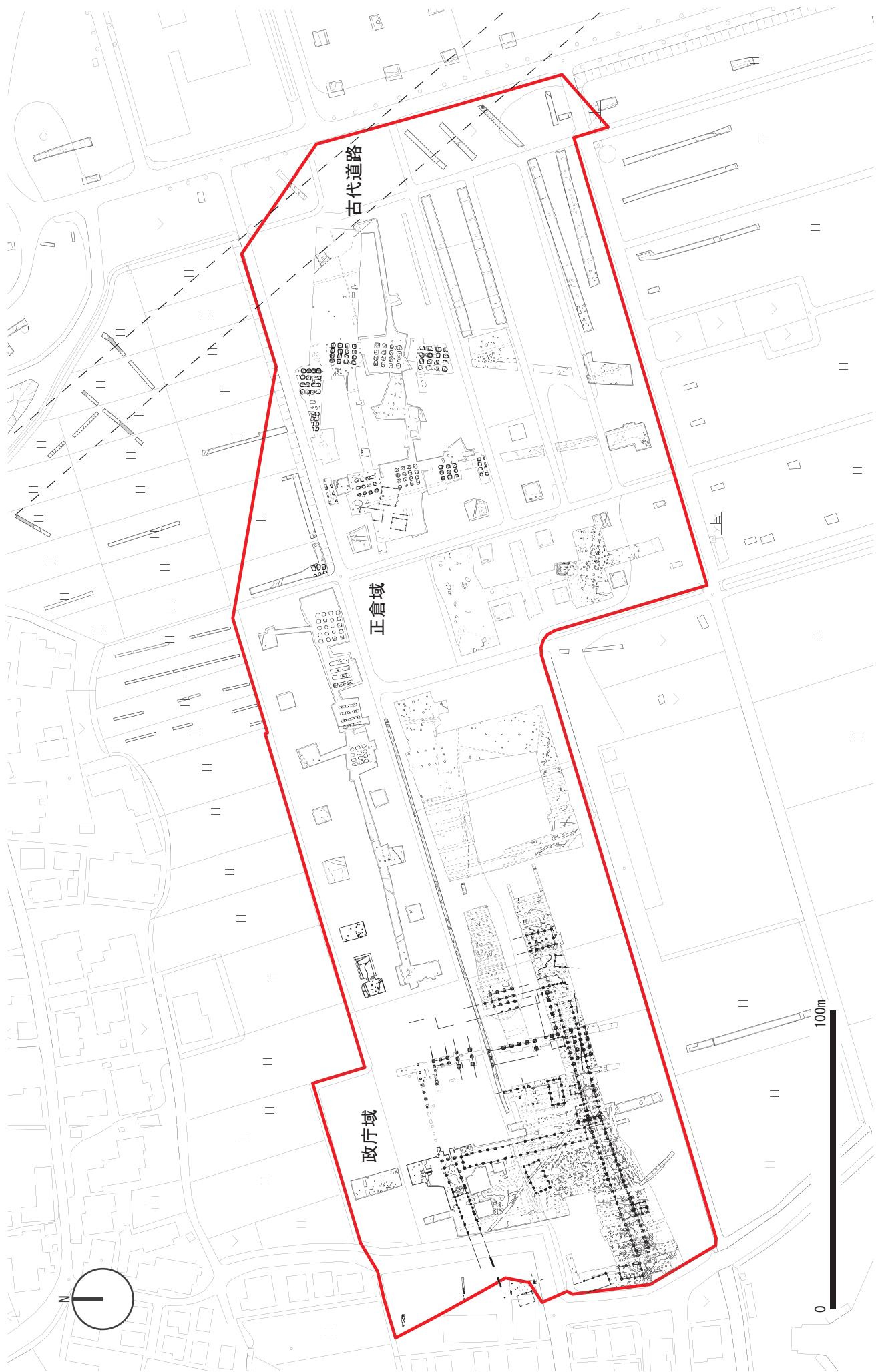


图3-2-6 阿惠官衙遺跡遺構配置図

#### (4) 指定地の状況

指定地の所有区分は、民有地(地権者1名)、福岡県、粕屋町の3つとなっており、管理者は阿恵農区、管理団体は粕屋町となっている(表3-2-1、図3-2-7)。

表3-2-1 所有区分と地番

区分	地番
民有地(地権者1名)	福岡県糟屋郡粕屋町大字原町字阿恵原132番1、143番、同大字阿恵字熊嵯193番、194番、同大字阿恵字天神森259番1、259番6、264番1、同大字仲原字熊嵯2369番、同大字仲原字ムタ田2412番1、2412番4
福岡県有地	福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵字天神森255番3、255番4、256番3、259番5、264番3、同大字仲原字ムタ田2412番3
粕屋町有地	上記の地域に介在する道路敷及び水路敷、福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵字野中188番と同大字仲原字熊嵯2369番に挟まれ同大字阿恵字天神森259番5と同大字阿恵字天神森264番3に挟まれるまでの水路敷を含む。

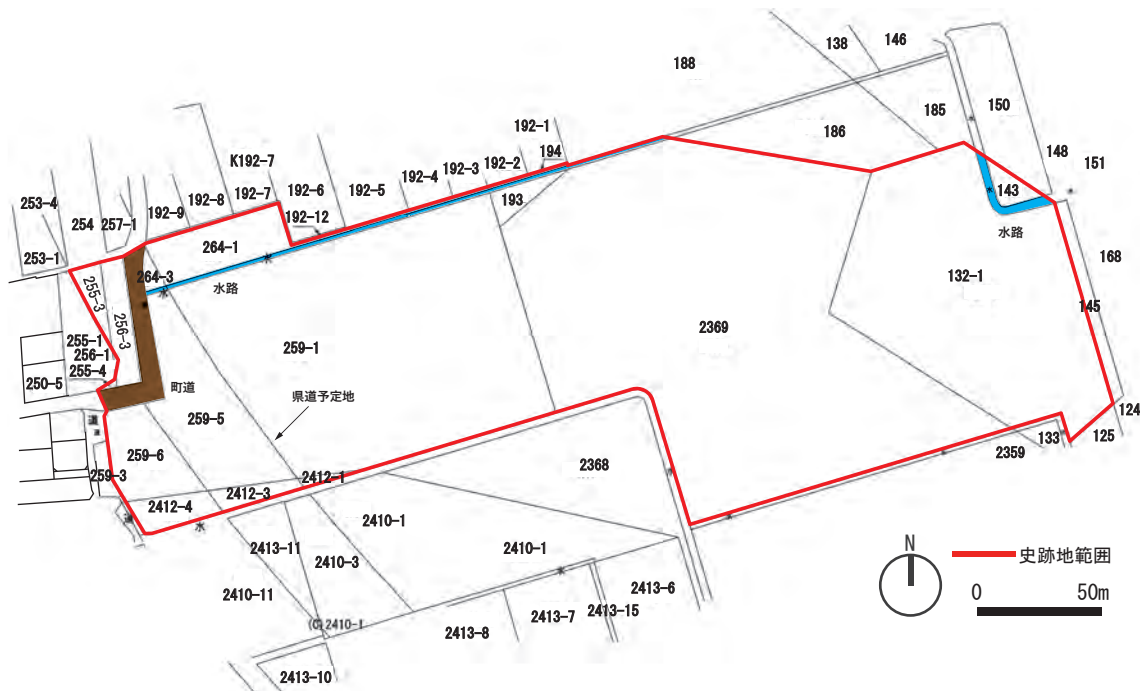


図3-2-7 阿恵官衙遺跡周辺地籍図

#### ■ 管理者

管理者： 阿恵農区  
管理物件： 水路

#### ■ 管理団体の指定

管理団体： 粕屋町  
所在地： 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号  
管理団体の指定年月日： 令和2年7月22日  
告示番号： 令和2年文化庁告示第58号





## 4 阿恵官衙遺跡の本質的価値と構成要素

### 4-1 阿恵官衙遺跡の本質的価値

本史跡は、地方官衙の立地や成立時期、変遷を考えるうえで極めて重要として史跡に指定された。その本質的価値は多様な視点からみて以下の4点に集約できる。

#### ①糟屋評（郡）衙―「糟屋郡」のルーツが文字資料により確認された遺跡

本史跡は、古代の役所の中心的施設である政庁と正倉群を確認することができる。7世紀後半から8世紀にかけての官衙遺跡であり、701年の大宝律令施行を前後して、古代の地方行政単位が「評」から「郡」に変わることと、糟屋郡所在ということから、この官衙が糟屋評衙および糟屋郡衙であることが明らかになった。

そして「糟屋」の地名については『日本書紀』継体22年(528)12月条の「糟屋屯倉」と、698年に製作された国宝妙心寺梵鐘(京都府)の銘「糟屋評造春米連廣國」の二つの著名な史料がある。特に梵鐘銘は、糟屋評の役所の評造名を示すもので、その人物が執務していた政庁の場所を発掘調査によって特定できたのは、わが国で唯一阿恵官衙遺跡のみであり、その歴史的価値は重要である。また、筑紫国造磐井の息子の葛子が献上した「糟屋屯倉」の所在地は不明だが、本史跡に隣接する鶴見塚古墳は博多湾沿岸で最大級規模であり、地元には葛子の墓という伝承も残っている。さらに、本史跡の正倉にミヤケの建築技法に系譜がたどれる布堀の建物がある点も注目される。

古代の筑紫においてはミヤケを拠点として評が編成されたと想定され、糟屋屯倉の経営・支配体制を引き継いだものが糟屋評であり、やがて糟屋郡へと改称されることを考えると、本史跡は現在の「糟屋郡」のルーツとも言える遺跡と評価できる。

#### ②官衙の移り変わりを追跡できる遺跡

本史跡の政庁は、半町(約55m)規模の長舎囲いの構造で、飛鳥時代の7世紀第4四半期に成立し、一回の建替えを経て奈良時代の8世紀前半に他所へ移転している。古代の地方行政単位は、701年施行の大宝律令によって評から郡へ変更された。本史跡は糟屋評衙から糟屋郡衙へ移り変わる様相を時代ごとに把握することができる。

また正倉群においても、7世紀後半から順次建てられ、建物の主軸を微高地の方位に合わせたものから、8世紀中頃以降の南北方向のものへ変化する。正倉は政庁移転後も引き続き造営・管理されていたことも明らかになった。このように、古代官衙の主要な施設である政庁と正倉の全体像を把握しながら、評衙として出現してから郡衙に移り変わって移転するまで、その変遷を追うことができる貴重な遺跡である。

### ③官衙の広域ネットワークを構成する遺跡

本史跡は、粕屋平野の中央部、須恵川下流の標高6～8mの微高地上に立地する。史跡の北方を西海道駅路が通過し、駅路沿いの北東約1kmの地点には夷守駅家の可能性が考えられる内橋坪見遺跡が所在する。さらにその先を流れる多々良川左岸には港湾施設とみられる多々良込田遺跡も位置する。この駅路からほぼ直角に分岐する幅約21mの古代道路が正倉の東側を北西から南東方向に通過することも判明した。この古代道路は、大宰府、古代山城の大野城方面へ向かう官道と考えられる。

本史跡の発見により、駅路と古代道路の交差する陸上交通の要衝に官衙が位置するとともに、須恵川の河川交通と博多湾の海上交通が結節するなど、古代交通と官衙の立地環境も明らかになった。これは、大宰府、大野城など、国家が関与した特殊な官衙が所在する福岡平野はもとより、同じ博多湾沿岸の早良平野、糸島平野においても同様の立地環境が認められる。これらのことから、博多湾沿岸を構成する平野ごとの広域的な支配体制をうかがうことができる。

### ④古代の原風景を一望する遺跡

古代道路の東側には、前述した前方後円墳の鶴見塚古墳がある。官衙と100年程の時期差はあるが、糟屋評(郡)衙にいた官人たちが前代の有力者の墳墓として認識していたことは間違いない。

また、本史跡の大部分は大正10年に設置された九大農場内に位置することから、遺構を含めた古代の旧地形が良好な状態で残っている。そのため、官衙が機能していたころに「糟屋評造春米連廣國」が政庁から眺めていたであろう官衙と鶴見塚古墳の姿を一望することが可能である。さらに、頂上に大野城が位置し、その麓に大宰府を擁する四王寺山を本史跡から望むこともできる。

## 4-2 阿恵官衙遺跡の構成要素

本史跡は、大部分が九大農場の敷地内に位置することから、遺構が良好な状態で保存されており、さらに周囲は市街化の影響を受けることなく古代の原風景を想起させる景観が広がっている。一方で、部分的には本史跡とは関係のない、後世に設置された地域環境を構成する構造物等が同じ地に存在している。そこで、史跡地とその周辺地域に存在する要素を、「史跡の価値を構成する諸要素」と「史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素」に分類し整理する(表 4-2-1)。

### (1) 史跡の価値を構成する諸要素

史跡地内には、古代の役所の施設跡として、7世紀後半から8世紀前半にかけて造営された約55m四方の規模の政庁、税として納められた米を保管する倉庫として設置された正倉がある。また、史跡地外にまたがるが、正倉の東側を通過し、大野城・大宰府方面へ向かう幅約21mの古代道路や、古代道路の東側に位置する鶴見塚古墳、さらに本史跡地内から南方に望むことができる四王寺山は、大宰府の位置を示すものであり、史跡の価値を構成する諸要素である(図 4-2-1)。

### (2) 史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素

史跡地内及び史跡地外において存在する、近現代に形成された建物、構造物、植栽等は、官衙遺跡とは関係のない史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素である(図 4-2-2)。



表4-2-1 史跡指定地とその周辺をとりまく要素

	(1)史跡の価値を構成する諸要素		(2)史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素	
指定地内	政庁	A 掘立柱建物 B 柵 C 井戸 D 石敷遺構 E 竪穴建物 F 溝 G 包含層 H 不定形遺構 I 政庁域南側地形落ち	農場跡地	A 水路 B 境界杭 C 看板
	正倉	J 掘立柱建物 K 竪穴建物 L 土坑 M 柵 N 溝(区画溝)	道路	D 防護柵 D 側溝 E 電柱 E カーブミラー F 標識
	古代道路	O 伝路		
指定地外	古代道路	P 伝路 Q 駅路	農場跡地・農地	G 田畑 H 樹木 I 水路
	歴史的景観	R 鶴見塚古墳 S 四王寺山	道路・鉄道	J 防護柵 J カーブミラー J 側溝 J 標識 J 電柱 K 軌道 K 踏切保安装置 L 鉄塔
	自然地形	T 粕屋平野 T 須恵川	住宅地	M 塀 M 防護柵 N 建物 O 植栽 P 阿恵八幡宮

※四王寺山、須恵川は計画対象範囲外であるが、史跡地から望むことのできる歴史的景観または周辺地域を含めた古代の歴史的背景を読み解くための重要な要素であるため、史跡の価値を構成する諸要素に含めることとする。

史跡の価値を構成する諸要素

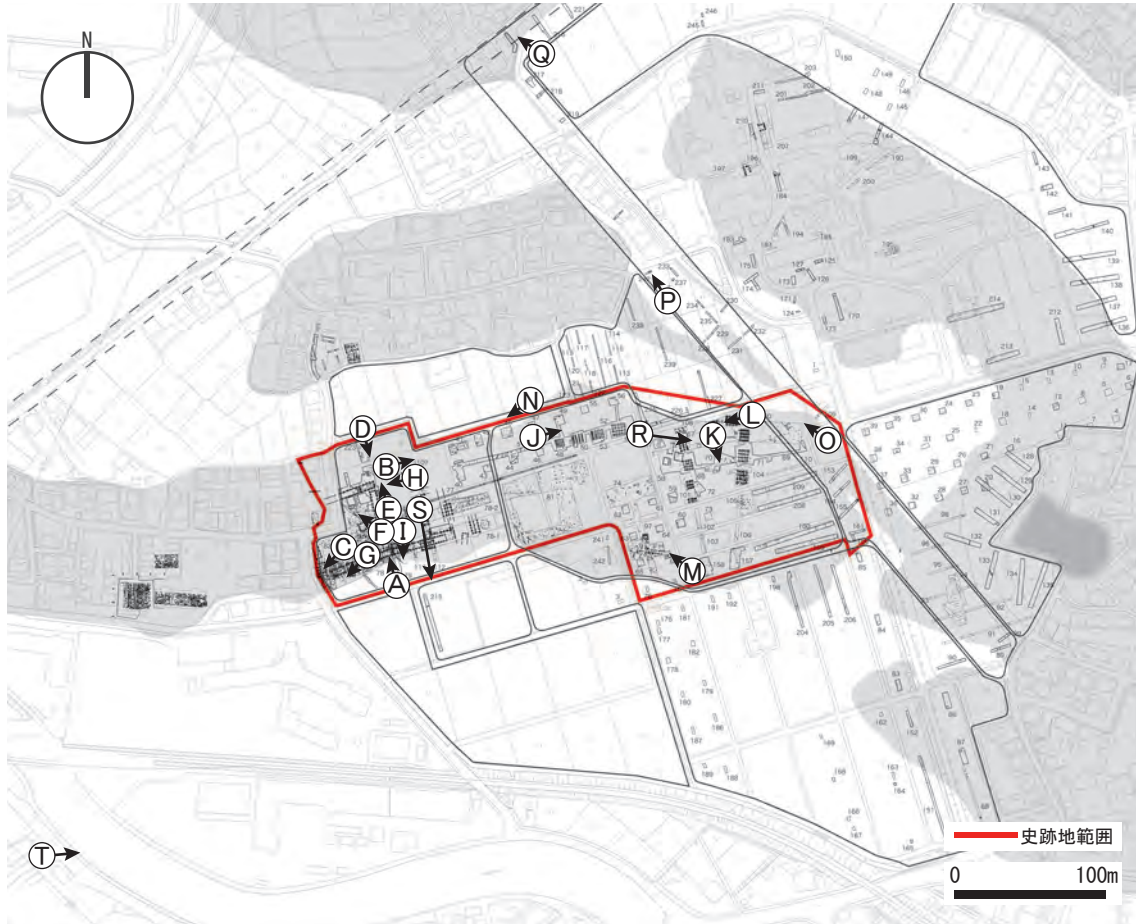


図4-2-1 史跡地周辺構図



A. <政庁>掘立柱建物  
平成26年(2014)6月26日撮影



B. <政庁>柵  
平成28年(2016)11月18日撮影



C. <政庁>井戸  
平成26年(2014)6月19日撮影



D. <政庁>石敷遺構  
平成28年(2016)3月8日撮影





E. <政庁>竪穴建物  
平成26年(2014)6月5日撮影



F. <政庁>溝  
平成26年(2014)6月27日撮影



G. <政庁>包含層  
平成27年(2015)2月4日撮影



H. <政庁>不定形遺構  
平成26年(2014)6月26日撮影



I. <政庁>政庁域南側地形落ち  
平成28年(2016)3月17日撮影



J. <正倉>掘立柱建物  
平成25年(2013)8月21日撮影



K. <正倉>竪穴建物  
平成25年(2013)8月29日撮影



L. <正倉>土坑  
平成26年(2014)10月13日撮影





M. <正倉>柵  
平成26年(2014)8月7日撮影



N. <正倉>溝(区画溝)  
平成25年(2013)7月31日撮影



O. <古代道路>伝路  
平成26年(2014)9月3日撮影



P. <古代道路>伝路  
平成28年(2016)3月25日撮影



Q. <古代道路>駅路  
平成29年(2017)8月15日撮影



R. <歴史的景観>正倉域から鶴見塚古墳への眺め  
令和2年(2020)10月14日撮影



S. <歴史的景観>政庁域から四王寺山への眺め  
令和2年(2020)10月14日撮影



T. <自然地形>粕屋平野/須恵川  
令和3年(2021)8月16日撮影



## 史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素

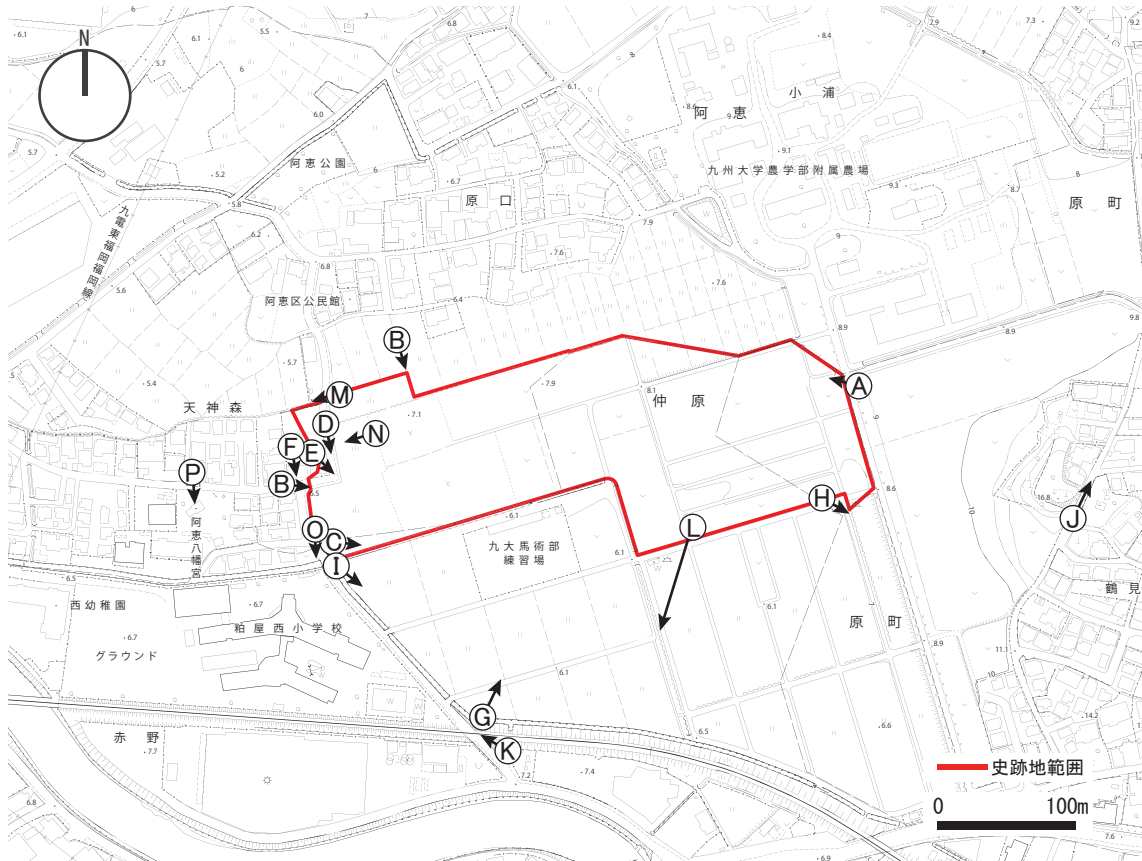


図4-2-2 史跡指定地周辺図



A. <農場跡地>水路  
令和3年(2021)8月16日撮影



B. <農場跡地>境界杭  
令和3年(2021)8月16日撮影



C. <農場跡地>看板  
令和3年(2021)8月16日撮影



D. <道路>防護柵/側溝  
令和2年(2020)9月10日撮影



E. <道路>電柱/カーブミラー  
令和2年(2020)9月10日撮影



F. <道路>標識  
令和3年(2021)8月16日撮影



G. <農地>田畑  
令和2年(2020)7月8日撮影



H. <農場跡地>樹木  
令和2年(2020)9月10日撮影



I. <農地>水路  
令和2年(2020)9月10日撮影



J. <道路>防護柵/カーブミラー/側溝/電柱  
令和2年(2020)7月8日撮影



K. <鉄道>踏切保安装置/軌道/電柱/防護柵/設備箱  
令和2年(2020)7月8日撮影



L. <鉄道>鉄塔  
令和2年(2020)9月10日撮影





M. <住宅地>ブロック塀/防護柵  
令和3年(2021)8月16日撮影



N. <住宅地>建物  
令和2年(2020)11月13日撮影



O. <住宅地>植栽  
令和2年(2020)9月10日撮影



P. <住宅地>阿恵八幡宮  
令和3年(2021)8月16日撮影

## 5 現状と課題

### 5-1 保存管理

計画対象地における指定地内及び指定地外の遺構等の保存管理の現状と課題について、以下に整理する。

#### (1)現状

##### ①指定地内

- ・ 指定地の大部分は九大農場跡地であり、移転が完了した現在は敷地が閉鎖されている。  
(図 5-1-1)
- ・ 県道福岡東環状線にあたる敷地は福岡県が所有し、そのほかの指定地のうちおよそ半分は町、残りは九州大学が所有している。
- ・ 遺構の上部はおよそ 0.2 から 0.4mの土で覆われている。
- ・ 4次にわたる発掘調査により、政庁、正倉、古代道路などの官衙を構成する主要な遺構配置が確認されている。
- ・ 指定地西側境界付近は宅地となっている。  
(図 5-1-2)
- ・ 農道や水路等、農場の区画や工作物が残っている。



図 5-1-1 九大農場跡地



図 5-1-2 西側境界付近の宅地

##### ②指定地外

- ・ 九大農場跡地(数年以内に売却予定)の占める割合が大きい。道路等の公共用地は福岡県及び粕屋町が所有管理している。その他は民間用地であり、住宅地、農地、神社等として利用されている。
- ・ 九大農場跡地については数度にわたって確認調査を行っており、一部で官衙に関連する遺構が発見されている。
- ・ 計画対象地南東から北西方向に古代道路の遺構が確認されており、一部は指定地内に含まれている。
- ・ 計画対象地北部に阿恵茶屋遺跡が確認されており、この付近に南西から北東に向かった駅路が存在したと考えられている。



## (2)課題

### ①指定地内

- ・ 指定地全体を公有化できていない。
- ・ 遺構上部が十分な保護層で覆われていないところがある。
- ・ 部分的にしか調査できていないため、遺構の全容が解明されていない。
- ・ 地域住民から、防火防犯対策として、定期的な草刈り等の日常管理が求められている。
- ・ 豪雨、地震災害等の対策と被災時の対応策が不十分である。
- ・ 本史跡の中心となる政庁の場所に、道路構造物及び電柱等、電信柱、上下水道等の付帯構造物の掘削工事による、遺構へのき損、滅失などの影響が及ぶ恐れがある。

### ②指定地外

- ・ 微高地などには官衙と関連する遺構が存在しているが、民有地であることから調査が不十分な状況であるため、現状において遺構の全容が解明されていない。
- ・ 古代道路や駅路など、一部に官衙と密接に関連している遺構が存在するが、指定地には含まれていないため、適切で安定的な保存管理は行いにくい状況にある。

## (3)構成要素ごとの現状と課題

各構成要素についての現状と課題を以下の表に記す。

表 5-1-1 保存管理に係る構成要素の現状と課題

	分類	構成要素	現状	課題
指定地内	史跡の価値を構成する諸要素	政庁 掘立柱建物／柵／井戸／石敷遺構／竪穴建物／溝／包含層／不定形遺構／政庁域南側地形落ち	・ およそ良好な状態で残存 ・ 政庁遺構の直上に県道福岡東環状線の整備が計画決定済み	・ 将来にわたる適切で安定的な保存管理が必要 ・ 道路整備による将来的な遺構の保存管理へ悪影響を及ぼす恐れ ・ 遺構の全容が解明されていない
		正倉 掘立柱建物／竪穴建物／土坑／柵／溝(区画溝)	・ およそ良好な状態で残存 ・ 地下の深さ75cmの位置に、放水用塩ビ管(径5cm)が全長200mに渡り存在	・ 将来にわたる適切で安定的な保存管理が必要 ・ 遺構の全容が解明されていない
		古代道路 伝路	・ およそ良好な状態で残存 ・ 指定地内に古代道路の一部のみ存在 ・ 近代に整備された水路が存在	・ 将来にわたる適切で安定的な保存管理 ・ 敷地境界の内外(指定地内外)で保存管理状況が異なる ・ 遺構の全容が解明されていない
	諸要素以外の諸要素	農場跡地 水路／境界杭／看板	・ 高低差がほとんどない広大な平坦地 ・ 草地(農地利用は終了) ・ 古代に見られた見通しの良さ	・ 古代景観(見通し)の将来にわたる適切で安定的な保存管理 ・ 定期的な草刈等の日常管理
		道路 防護柵／側溝／電柱／カーブミラー／標識	・ 砂利による敷き固めた地盤 ・ 指定地北側に側溝が存在 ・ 指定地東側のアスファルト敷き並木道沿いに電柱や街路灯が存在	・ 古代と明らかに異なる近代の景観の取り扱い ・ 用途変更後に不必要となる電柱等の撤去

	分類	構成要素	現状	課題
指定地外	史跡の価値を構成する諸要素	古代道路 伝路／駅路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九大農場跡地内はおよそ良好な状態で残存</li> <li>・将来的な民間等による開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発に伴う遺構の適切な保護</li> </ul>
		歴史的景観 鶴見塚古墳／四王寺山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地として利用</li> <li>・宅地化による大規模な形状の改変</li> <li>・将来的な民間等による開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構状態の把握</li> <li>・将来にわたる適切で安定的な保存管理</li> </ul>
		自然地形 粕屋平野／須恵川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・須恵川は水運で使用された可能性あり。ただし河川改修により景観が変貌し、計画地内からの望見は不可能。</li> <li>・将来的な民間等による開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来にわたる適切で安定的な保存管理</li> </ul>
	史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素	農場跡地・農地 田畑／樹木／水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高低差がほとんどない広大な平坦地</li> <li>・草地(農地利用は終了)</li> <li>・古代に見られた見通しの良さ</li> <li>・地中に配管設備が存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古代景観(見通し)の将来にわたる保存</li> <li>・遺構状態の把握</li> <li>・調査結果に基づく適切な保存</li> </ul>
		道路・鉄道 防護柵／カーブミラー／側溝／標識／電柱／軌道／踏切安全装置／鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画対象地西側及び北部の住宅地内に町道が存在</li> <li>・計画対象地南部に鉄道が存在</li> <li>・県道福岡東環状線の整備に伴う鉄道高架(将来)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古代と明らかに異なる近代の景観の取り扱い</li> </ul>
		住宅地 堀／防護柵／建物／植栽／阿恵八幡宮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種住居地域</li> <li>・官衙に関連する遺構が存在する可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構状態の把握</li> </ul>

## 5-2 活用

計画対象地における指定地内及び指定地外の遺構等に関する活用の現状と課題について、以下に整理する。

### (1)現状

#### ①指定地内

- ・本史跡の発掘調査中に現地説明会を開催したほか、歴史資料館での展示、シンポジウム、歴史講座等を行っている。また、歴史学習副読本の中で本史跡に関する歴史を掲載し、町内の小中学校に配布し出前授業を開催するなど、指定地内の歴史を活用した取り組みを行っている。
- ・大部分が平坦地のため、指定地内における移動が容易であり、イベント等の活用が行いやすい地形である。
- ・眺望を妨げる建物や工作物等が無いため、指定地内全てを見渡すことができる。さらに、東 200m ほど先に位置する鶴見塚古墳や、南東 10 km ほど先の大宰府の位置を示す四王寺山などの歴史的景観を、指定地内より望むことができる。

#### ②指定地外

- ・民間が所有している住宅地または農地を除き、大部分が九大農場跡地となっており、敷地全体が閉鎖中で、活用されていない。
- ・計画対象地を南北に走る古代道路(伝路)は、一部が住宅地として使用されているものの、大部分は九大農場跡地である。
- ・粕屋西小学校に隣接する計画対象地内西側の農地は、生物観察などの体験授業の場として利用されている(図 5-2-1)。
- ・計画対象地内や周辺の町道が、小学生の通学路となっている。
- ・粕屋西小学校舎の 3 階に、本史跡に関する学習コーナーを設けている。
- ・近隣に眺望を妨げる建物や工作物等がほとんど存在しないため、計画対象地内南東端に位置する鶴見塚古墳や、計画対象地外南方向に位置する四王寺山などの歴史的景観を望むことができる。



図 5-2-1 生物観察をする子供たち

## (2)課題

### ①指定地内

- ・敷地が閉鎖されており、一般公開されていない。
- ・本史跡について理解できる情報がない。
- ・遺構が地下に存在するため、現状では本史跡の全体像のイメージができない。
- ・本史跡全体を眺望できる場所がない。
- ・本史跡に出入りするためのアクセスがない。
- ・現地で本史跡の価値を学べる取組みができていない。
- ・周辺地域の史跡と本史跡を関連づけた活用がされていない。
- ・県道福岡東環状線の整備により本史跡が分断されるため、史跡地の一体的な活用や本史跡へのアクセス上の影響が生じる恐れがある。
- ・県道福岡東環状線の整備により、県道の地下に存在する遺構の表現や、遺構の全体像を把握できる眺望への妨げが生じ、本史跡の価値が伝わりにくくなる恐れがある。

### ②指定地外

- ・官衙に関連する遺構が部分的にしか解明されていないため、本史跡と連携した活用方針が立てられない。
- ・古代道路と鶴見塚古墳について、本史跡と連携した活用方針がない。
- ・本史跡全体を眺望できる場所がない。
- ・史跡地へのアクセスを示す案内がない。
- ・周辺開発の土地利用の方針によっては、指定地内との一体的活用ができなくなる恐れがある。
- ・複数の所有者が開発を行う場合、本史跡の価値を学ぶ活用につながらなくなる恐れがある。
- ・建築物等の建設や鉄道の高架化等により、鶴見塚古墳や四王寺山など、計画対象地から望むことができる歴史的景観が阻害される恐れがある。



## 5-3 整備

計画対象地における指定地内及び指定地外の遺構等の整備の現状と課題について、以下に整理する。

### (1)現状

#### ①指定地内

- ・ 大部分が九大農場跡地の草地となっており、一般公開を想定した本史跡の価値を学ぶための整備は行っていない。
- ・ 指定地西側に接する町道との境界に高低差があり、柵で区切られている。
- ・ 眺望を妨げる建物や工作物等が無いいため、指定地内全てを見渡すことができる。さらに、指定地外に位置する鶴見塚古墳や四王寺山などの歴史的景観を望むことができる。

#### ②指定地外

- ・ 九大農場跡地について、一般公開を想定した本史跡の価値を学ぶための整備は行っていない。
- ・ 古代道路にあたる敷地のうち、計画対象地内北側の一部は住宅地として使用されている。
- ・ 現在閉鎖中の九大農場跡地内に、アスファルト舗装の並木道と農道が近代になって整備されている。
- ・ 眺望を妨げる建物や工作物等がほとんど存在しないため、鶴見塚古墳や四王寺山等の歴史的景観を望むことができる。

### (2)課題

#### ①指定地内

- ・ 遺構保存のための整備が行われていない。
- ・ 一般公開に向けた来訪者の安全や快適な環境を確保するための整備が行われていない。
- ・ 現地において本史跡に関する基本的知識を学ぶ施設がない。
- ・ 地下にある遺構について、本史跡の全体像のイメージを伝えるための整備が行われていない。
- ・ 本史跡全体を眺望することができる設備の整備が行われていない。
- ・ 整備に伴う追加の確認調査が必要となる。
- ・ 県道福岡東環状線の整備により、最も重要な政庁の遺構表現が不十分となる。
- ・ 県道福岡東環状線で本史跡が分断されるため、本史跡を行き来できる動線を確保するための進入経路の整備が必要となる。

- ・遺構の全体像を把握できる場所の確保や、周辺の歴史的景観への影響を補うための整備が必要となる。

## ②指定地外

- ・ガイダンス施設や駐車場等を設置する町有地がない。
- ・古代道路や鶴見塚古墳等について、本史跡と連携した活用方針が定まっていない。
- ・本史跡に出入りするためのアクセス道がない。
- ・指定地と指定地外の境界が不明瞭である。
- ・本史跡全体を眺望できる設備がない。
- ・本史跡の景観にそぐわない開発が行われる可能性がある。

## 5-4 運営・体制

保存活用計画の実施体制及び関係者・関係機関等との連携体制の現状と課題について、以下に整理する。

### (1)現状

#### ①保存活用計画の実施体制

- ・粕屋町が管理団体となっており、粕屋町教育委員会が中心となって本史跡の日常管理を行っている。そのうち、水路は地域振興課、町道は道路環境整備課、県道は福岡県土整備事務所が管理している。
- ・文化財の専門職員は現在2名となっている。

#### ②関係者・関係機関等との連携体制

- ・およそ半分は九州大学が所有管理しており、現在は粕屋町と九州大学が連携しながら防火防犯対策等の管理方法を模索中である。
- ・既に土地利用がなされている住宅地や農地があるが、大部分は九大農場跡地であり、九州大学が管理している。

### (2)課題

#### ①保存活用計画の実施体制

- ・本史跡の保存管理を行っていくためには、文化財の専門的人員体制が不十分である。
- ・本史跡の活用を促すボランティアやNPO団体等がない。
- ・地域住民と協働する体制が整っていない。

## ②関係者・関係機関等との連携体制

- ・本史跡を活かしたまちづくりや観光について、庁内関係各課の連携や役割分担が不十分である。
- ・九大農場跡地の利用における本史跡と調和したまちづくりについて、関係者との連携体制がない。

## 6 大綱・基本方針

### 6-1 大綱

本史跡を適切に保存管理し有効に活用していくため、その本質的価値や新たなまちづくりの視点に基づき、目指すべき将来像を以下に示す。

### 暮らしとともに生き続ける 阿恵官衙遺跡

#### ～よみがえる 糟屋郡のルーツ～

阿恵官衙遺跡は、701年の大宝律令によって「評」から「郡」に変更された当時の様子を伝える、糟屋郡のルーツと言える遺跡です。長い間良好な状態で残されてきたものを大切に保存しながら、これから始まる遺跡周辺のまちづくりと連携し、人々が集うことで日常的に憩い、学び、賑わいの場として活用しながら暮らしとともに次の世代へつなぎ守り続けていきます。

#### ＜阿恵官衙遺跡の4つの将来像＞

##### 愛郷心を育むシンボルとしての史跡

阿恵官衙遺跡は、飛鳥～奈良時代にかけて地域の政治的・文化的中心地として糟屋評(郡)の役所が置かれた史跡です。現在の糟屋郡のルーツを示すことから、粕屋町民としての誇りと愛郷心を育むシンボルとして後世に保存していきます。

##### 身近に歴史を学べる史跡

古代の役所に特有な空間的広がりを保存し、隣接する小学校の歴史学習の場とするとともに歴史が薫る通学路として利用するほか、近隣に住む人々が憩いの場として活用することで、身近で親しみを感じながら日常的に歴史を学べる史跡を目指します。

##### 人が集い、にぎわう史跡

古代道路が交差する場所に位置し、人やモノが行き交う地域の中心地であったことや、古代の役所が相互にネットワークを形成していた歴史を踏まえ、現代においても人が集い、にぎわう史跡を目指します。

##### まちづくりと連携した史跡

史跡とその周辺地域が相互に魅力を高めるよう、新たなまちづくりと連携して史跡の整備と活用を推進していきます。



## 6-2 基本方針

前節で掲げる大綱を軸とし、本計画における基本方針を、保存管理、活用、整備、運営・体制の4つの観点から以下に明示する。

### (1)保存管理

- ・ 史跡地における日常管理や災害発生時の管理のあり方を定め、史跡の確実な保存管理を行うとともに、き損、滅失などの影響から遺構や史跡景観を守るために、現状変更の基準を定める。
- ・ 調査研究を継続的に行い、本史跡の全容解明に努める。
- ・ 史跡地周辺地域において、官衙に関連する遺構が見つかった場合は、追加指定を検討する。
- ・ 史跡地全体の公有化を行う。

### (2)活用

- ・ 県道福岡東環状線で分断される史跡地内の一体的な活用を図る。
- ・ 大宰府史跡等、周辺の関連遺跡と連携することで、律令期における広域的視点から本史跡の魅力を伝える。
- ・ 現地を公開してイベント等を通じた情報発信を行い、町民や地域住民に対して本史跡の重要性を伝える。
- ・ 交流や活動の場としての活用を促し、町民や地域住民にとって身近な史跡となることを目指す。
- ・ ボランティア団体による史跡見学会を行うなど、より多くの人々が本史跡の価値を学べる仕組みづくりを行う。
- ・ 現地における小中学校の学習の場としての活用を促し、より充実した本史跡についての学習機会を増やす。
- ・ 新たにできる周辺のまちづくりと連携し、鶴見塚古墳や古代道路の活用を図る。

### (3)整備

- ・ 遺構を確実に保存し、効果的に活用していくために、町による一体的整備を行う。なお、追加指定が行われた場合は、その場所の整備も行っていく。
- ・ 活用については、説明板や遺構表示、ガイダンス施設や駐車場等、本史跡の価値を学べるための整備を行う。なお、整備の開始前に、先行して本史跡を理解できる説明板等を設置する。

- ・ 県道福岡東環状線で遺構が隠れる部分については、歩道や法面を活用するなど遺構表示を工夫した整備を行う。
- ・ 県道福岡東環状線が史跡地を分断するため、本史跡全体を眺望できる視点場や、県道を横断する動線を確保するなど、一体感のある整備を働きかける。
- ・ 粕屋町都市計画マスタープラン(令和2年(2020)12月)で挙げられているように、本町の魅力を発信できる緑の拠点のひとつとして、史跡公園の整備を庁内関係各課と連携しながら進める。
- ・ 周辺のまちづくりと合わせて古代道路に配慮した史跡へのアクセス環境を向上させるなど、来訪者が訪れやすい環境整備の推進を図る。
- ・ 周辺地域のまちづくりに際しては、建物などの形態意匠が周辺景観と調和するよう、関係機関等と調整を図る。

#### **(4)運営・体制**

- ・ 粕屋町教育委員会が主体となり、保存活用計画の実施にむけた体制を整える。
- ・ 専門的な立場による適切な管理と更なる調査研究を行うための町の文化財調査体制を拡充する。
- ・ ボランティア等の育成を図り、史跡の活用を行う。
- ・ 本史跡を活かしたまちづくりや観光について、庁内関係各課及び関係機関との連携体制を構築する。

# 7 保存管理

## 7-1 方向性

本史跡の保存管理にあたっては、対象地の区分を行い、地区別方針を立てたうえで  
行っていく。主な内容として、まず日常的な維持管理のほか、災害発生時の対応やその予  
防措置を講じ、遺構の保護や景観保全を図っていく必要がある。つぎに、指定地内におけ  
る現状変更や指定地外における開発行為については、文化財保護法に基づいた申請や手  
続き、事前調査等が必要であり、地区や構成要素ごとの方針を定め、慎重に進めていく必  
要がある。また、積極的に調査研究を進め、史跡の全容解明に努め、その成果によっては  
追加指定や公有化を行うなど、指定地内外の一体的な保存活用を推進していく。

## 7-2 地区別方針

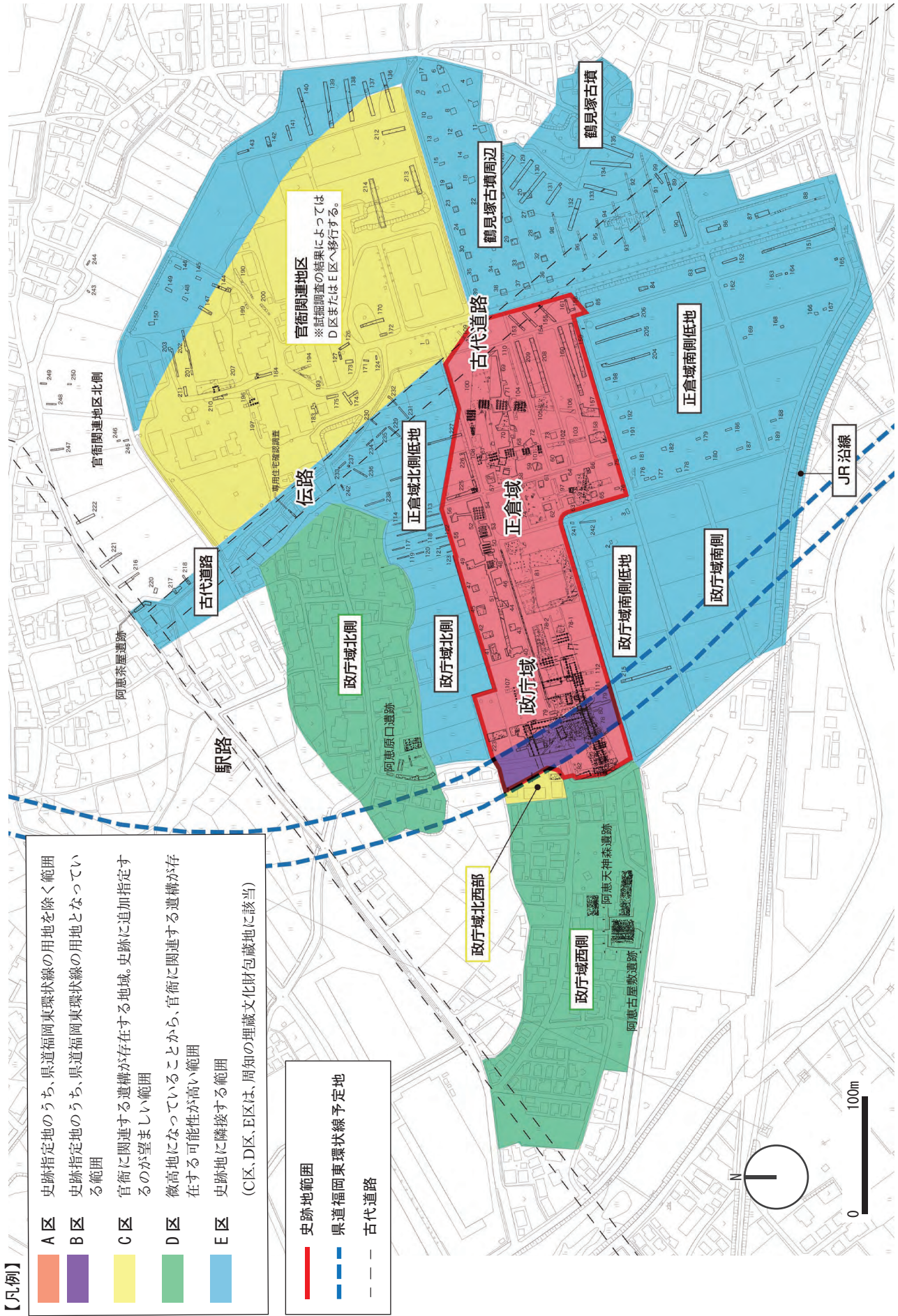
### 7-2-1 地区区分の考え方

指定地内とその他の対象地の境界や、用地、遺構の分布状況により、A区からE区の  
5地区に区分する。

表 7-2-1 地区区分

	地区名	定義
指定地内	A区	政庁、正倉、古代道路の、官衙を構成する主要な遺構配置が確認されてい る範囲である。そのうち県道福岡東環状線の用地を除いた範囲とする。
	B区	指定地のうち、県道福岡東環状線の用地となっている範囲である。
指定地外	C区	調査が不十分な状況であるため、現状において遺構の全容の解明が出来 ていないが、官衙に関連する遺構が存在することが確認されており、指 定地への追加が望ましい範囲である。(周知の埋蔵文化財包蔵地に該当)
	D区	微高地になっていることから、官衙に関連する遺構が存在する可能性が 高い範囲である。(周知の埋蔵文化財包蔵地に該当)
	E区	史跡地に隣接する範囲である。(周知の埋蔵文化財包蔵地に該当)





【凡例】

- A 区 史跡指定地のうち、県道福岡東環状線の用地を除く範囲
- B 区 史跡指定地のうち、県道福岡東環状線の用地となっていない範囲
- C 区 官衙に関連する遺構が存在する地域。史跡に追加指定するのが望ましい範囲
- D 区 微高地になっていることから、官衙に関連する遺構が存在する可能性が高い範囲
- E 区 史跡地に隣接する範囲  
(C区、D区、E区は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当)

- 史跡地範囲
- 県道福岡東環状線予定地
- - - 古代道路



図 7-2-1 地区区分図

## 7-2-2 地区別方針

前項で区分した5つの地区ごとに、保存管理の方針を示す。これに基づき、地区ごとの保存管理を行っていくものとする。

表 7-2-2 地区別方針

	地区名	方針
指定地内	A区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な維持管理や災害時の対策等を行い、史跡の保護や景観保全に努める。</li> <li>・ 史跡の保存活用を目的とした行為以外は、現状変更は原則認めない。</li> <li>・ 公有化を進める。</li> </ul>
	B区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な維持管理や災害時の対策等を行う。</li> <li>・ 県道福岡東環状線の建設に伴う行為から、遺構を確実に保存し史跡景観の保全に努める。</li> <li>・ 史跡の保存活用を目的とした行為や公益上必要な行為などの現状変更を行う際は、文化財保護法の規定に基づいた申請や手続、事前調査等を要する。</li> </ul>
指定地外	C区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的な確認調査に努め、関連遺構の保存管理を行う。</li> <li>・ 開発行為が計画される場合は、文化財保護法の規定に基づいた申請や手続、事前調査等を要する。</li> <li>・ 調査の結果に応じて、追加指定や公有化を検討する。</li> <li>・ 追加指定後は、指定地内で定める方針に基づいて保存管理を行う。</li> </ul>
	D区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為が計画される場合は、文化財保護法の規定に基づいた申請や手続、事前調査等を要する。</li> <li>・ 土地所有者の協力を得ながら、官衙関連遺構がある可能性の高い地域を中心に、確認調査を行う。</li> <li>・ 確認調査の結果、官衙に関連する遺構あるいは空間であることが確認された場合は、追加指定の検討を行う。</li> </ul>
	E区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為が計画される場合は、文化財保護法の規定に基づいた申請や手続、事前調査等を要する。</li> <li>・ 必要に応じて、土地所有者の了承を得て官衙関連遺構の有無を確認するための確認調査を行う。</li> <li>・ 確認調査の結果、官衙に関連する遺構あるいは空間であることが確認された場合は、追加指定の検討を行う。</li> </ul>



## 7-3 日常的な維持管理の方法

本節からは、目的ごとの保存管理について示す。

粕屋町は、本史跡の管理団体として、文化財保護法第 113 ～ 118 条に基づき、史跡等の管理及び復旧、施設の設置、届出等を行っていく。

(文化財保護法抜粋)

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

文化庁 昭和 25 年(1950) 5 月 30 日 法律第 214 号  
改正 令和 2 年(2020) 6 月 10 日 法律第 41 号

まずは、日常的に行う維持管理について、遺構管理、施設管理、植生管理に分別して、その方法について示す。

【該当地区：A 区、B 区】

### (1)遺構管理

- ・遺構のき損を未然に防ぐため、定期的に巡回と点検を行う。
- ・遺物を発見した場合は、出土状況等を記録し、適切に措置する。

### (2)施設管理

- ・整備された施設の点検を行う。
- ・清掃、あるいは維持に関わる軽微な補修を行う。
- ・県道福岡東環状線完成後は、史跡の現状変更申請の対象となる項目を関係機関と相互に確認する。

### (3)植生管理

- ・防火防犯対策として、定期的な草刈りを行い、安全な環境を維持する。

- ・ 倒木が確認された場合には史跡地の景観保全や災害防止の為に、史跡外へ搬出する。
- ・ 自然発生する実生の低木は、適宜伐採する。

## 7-4 災害の予防措置と発生時の対応

史跡地が見舞われる、風水害や地震等の自然現象による災害について、その予防措置と発生時の対応の観点から、保存管理の方法について示す。

【該当地区：A区、B区】

### (1) 災害に対する予防措置

- ・ 大雨や地震等による被害を防ぐために、水路の亀裂や破損等について定期的に点検を行う。
- ・ 定期的に樹木の点検を行い、倒木や折損の危険性のある場合は、必要に応じて処置を施す。
- ・ 応急措置等が必要な場合に備え、土嚢、防水シート、木杭、立ち入り防止柵等の資材を保管する。
- ・ 災害が発生した際の対応を円滑に実施するために、担当部局内の対応体制を整えておくとともに、関係機関との伝達体制を確立する。
- ・ 防災・減災対策が必要な場合は、関係機関と協議を行う。

### (2) 災害発生時の対応

- ・ 台風通過後などには、巡回し点検を行い、定期点検時と比較しながら状況を確認する。
- ・ 点検については、安全を十分に確保した上で文化財専門職員が中心となり実施する。
- ・ 被害があった場合は、早急に関係機関に連絡し、緊急及び応急措置等の方針について協議を行う。
- ・ 緊急及び応急措置等を講じる場合は、被害が拡大しないよう、安全の確認をしつつ適切に行う。
- ・ 大規模な被災があった場合は、今後の災害復旧に向けた準備を進める。

## 7-5 現状変更及び取り扱い方針

造成等の地形の改変、建築物の新築や工作物の設置等の開発行為、景観の変更など、史跡の現状を変更する全ての行為を現状変更と総称し、今後想定される現状変更に対して、地区区分ごとの方針に沿った取り扱い基準を定め、その運用を図っていく。

【該当地区：A区、B区】

## (1) 指定地の現状変更等に関わる法令

文化財保護法において、指定された史跡は価値を損なうことなく保存し管理する責務があり、指定地内において、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法 125 条に基づき文化庁長官などの許可が必要である。

(文化財保護法抜粋)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省で定める。

文化庁 昭和 25 年(1950) 5 月 30 日 法律第 214 号  
改正 令和 2 年(2020) 6 月 10 日 法律第 41 号

ただし、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、福岡県教育委員会が行うこととする。

- イ. 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ. 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ. 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

- ニ. 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ. 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト. 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

## **(2)現状変更等の手続きの流れ**

史跡指定地内で現状変更等を行う場合は、粕屋町教育委員会と事前協議を行い、行為の内容に応じて文化庁長官または福岡県教育委員会の許可を得なくてはならない。

## **(3)地区ごとの現状変更等に関する取り扱い方針**

史跡指定地内では遺構を確実に保存するため、原則として現状変更を認めない。ただし、遺構の把握のための発掘調査や調査研究の成果に基づく復元整備等、史跡の保存管理・活用・整備に資する目的での行為や、安全管理、ライフラインの維持等公益上必要な行為については認める場合もある。



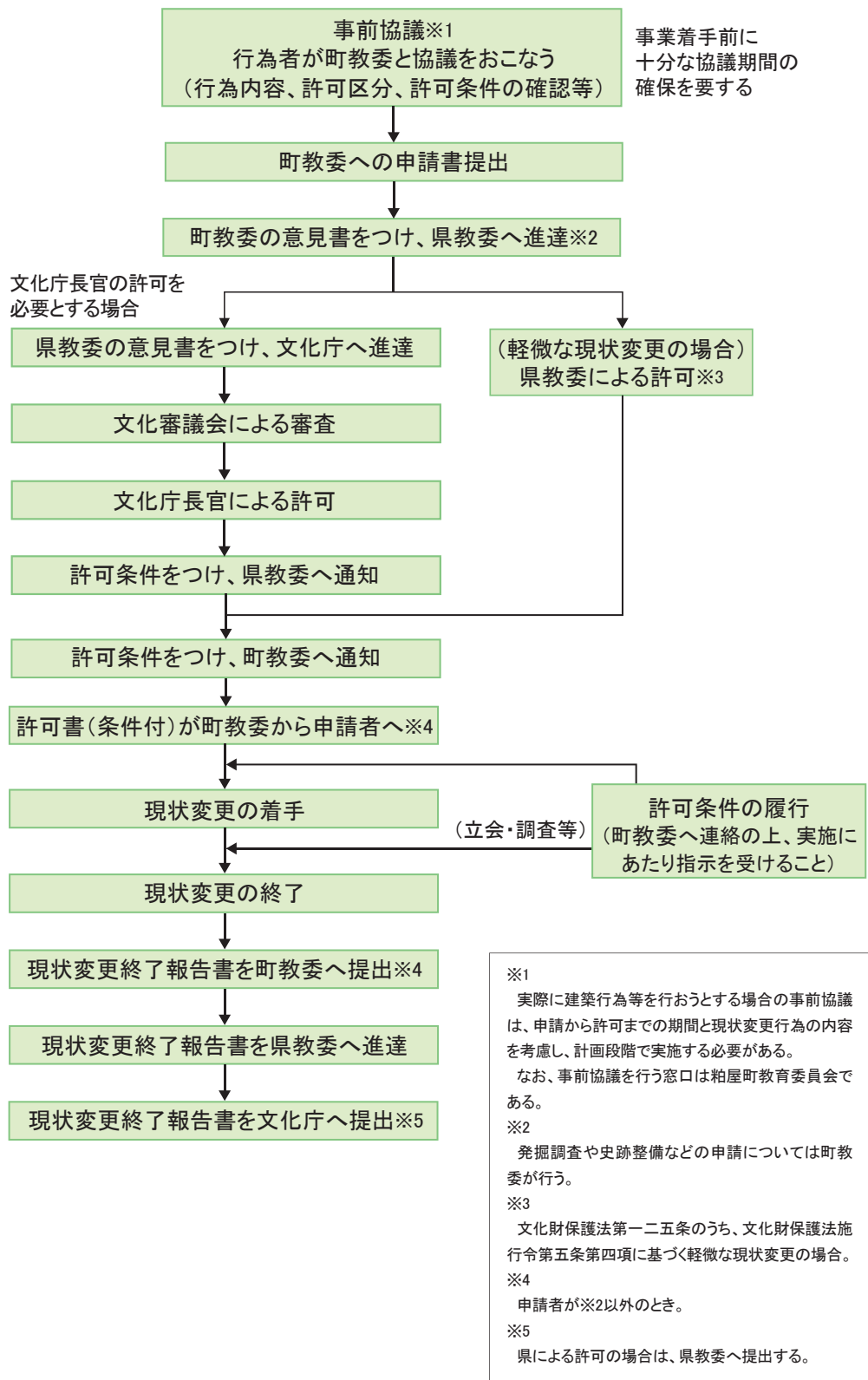


図 7-5-1 現状変更に関する手続きの流れ

表 7-5-2 地区ごとの現状変更等に関する取り扱い方針

		A区	B区	
基本的な方針		保存管理・活用を目的とした行為や公益上必要な行為以外は原則認めない。 現状変更等にあたっては、地下遺構等や史跡景観に影響を与えないことを前提とする。	保存管理・活用を目的とした行為や公益上必要な行為以外は原則認めない。 現状変更等にあたっては、地下遺構等や史跡景観に影響を与えないことを前提とする。 特に、道路建設の際は関係機関と十分に協議を行うこととする。	
現状変更等の規則	ア 建築物の設置改修、除却	史跡の保存活用に伴う行為に限り、地下遺構等や史跡景観に影響を与えない範囲で認める。	原則認めない。	
	イ 工作物・土木構造物の設置改修、除却	史跡の保存活用に伴う行為及び公益上必要な行為に限り、地下遺構等や史跡景観に影響を与えない範囲で認める。	史跡の保存活用に伴う行為および公益上必要な行為に限り、地下遺構等や史跡景観に影響を与えない範囲で認める。ただし、土木構造物の補修について、明らかに軽微と認められる行為については、協議のうえその取り扱いについて定める。	
	ウ 造成(土地の掘削、盛土、切土)等による地形の改変	史跡の保存活用に伴う行為に限り、地下遺構等に影響を与えない範囲で認める。	地下遺構等に影響を与えない範囲で認める。ただし、十分な厚さの保護層を設けることとする。	
	エ 木竹の伐採等	伐採	史跡景観に影響を与えない範囲で認める。	
		伐根	地下遺構等や史跡景観に影響を与えない範囲で認める。	
		植栽		
	オ 地下埋設物の設置、撤去、除却	公益上必要な行為に限り、地下遺構等に影響を与えない範囲で認める。		
	カ 発掘調査	調査研究・保存管理を目的とした調査に限り必要最小限の範囲で認める。		
	キ 史跡整備	地下遺構等や史跡景観に影響を与えない範囲で認める。	—	
ク その他	保存管理・活用・整備に資するものあるいは公益上必要な行為については、町と十分に協議を行い、現状変更の可否について協議を行ったうえで行うこととする。ただし、地下遺構等や史跡景観に影響を与えないことを前提とする。			

## 7-6 開発行為等に関わる取り扱い

本計画の対象地のうち、史跡指定地外における開発行為に関して、関連する法令等に基づき規制で対応する。

【該当地区：C区、D区、E区】

### (1) 埋蔵文化財包蔵地に関わる法令

史跡指定地外(C区、D区及びE区)は文化財保護法93条・94条に規定がある周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、当該地区において開発行為等が計画される際は、上記の法令に基づきその行為の内容によって、関係機関に報告や許可申請などが必要である。

### (2) 開発行為等に関わる手続きの流れ

周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発行為等が計画される際は、文化財保護法に基づいた手続きや、開発主体及び土地所有者の理解を得て確認調査を行い、埋蔵文化財の有無を確認する。確認できなかった場合は、慎重工事、または工事立会のもと開発行為等に着手することができる。埋蔵文化財を確認した場合は、工法計画の変更について協議を行い、やむを得ず工事による破壊が免れないときは、記録保存のための発掘調査を実施する。

ただし、官衙との関連を確認した場合は、土地所有者と保存協議を行ったうえで追加指定を検討する。

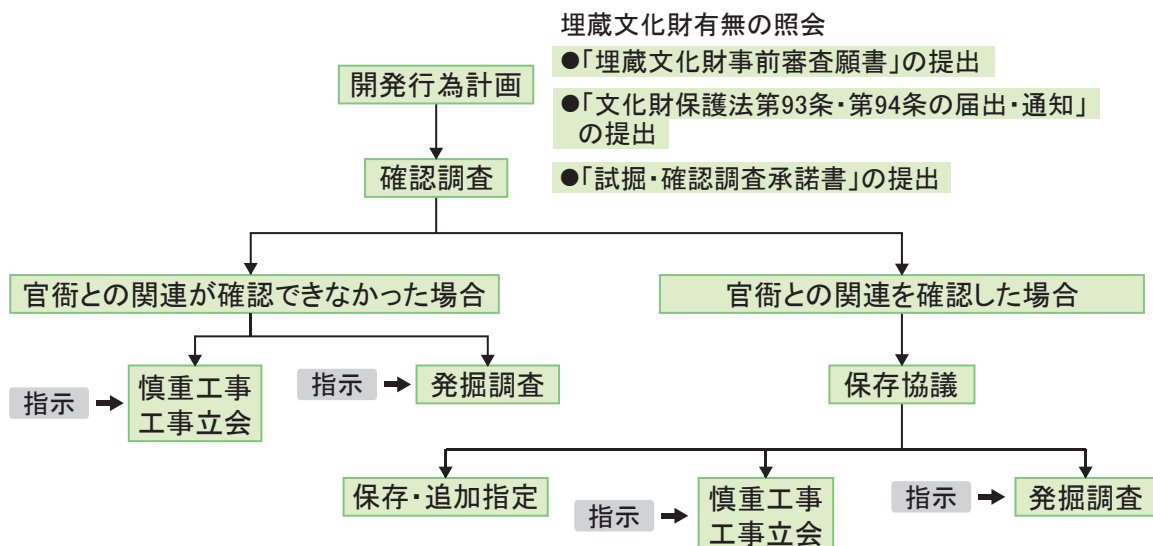


図 7-6-1 埋蔵文化財事前審査の流れ

## 7-7 調査研究

本計画に基づき、今後史跡の整備計画の策定と実施へと進めていくが、整備のための情報収集の観点では、調査が不十分な状況にある。そのため、整備計画に対応した調査研究計画を立案し、まずはそれに基づいた事前調査を行う必要があり、調査にあたっては、文献等を参照するなどの学際的視点が求められる。なお、公有化されていない範囲において調査を実施する際は、所有者の協力を得ながら行っていくこととする。

また、この時期の官衙は広範囲に分散的に展開する可能性があり、郡衙の移転先が本計画対象地外であることも考えられる。駅家とみられる内橋坪見遺跡なども含めて、広域的な視点で本史跡の歴史的重要性について調査研究を継続していくことが必要である。

【該当地区：全地区】

## 7-8 追加指定

本史跡を守り後世へ伝えていくために、現在の史跡地範囲に加え、今後の調査研究の成果に応じて、保護を図っていくべき範囲について追加指定の可能性を検討する。

C区は、一部で官衙に関連する遺構が確認されていることから、追加指定が望ましい地区である。D区は、阿恵原口遺跡や阿恵古屋敷遺跡の範囲を中心に官衙に関連する可能性が高く、今後の調査結果によって官衙に関連する遺構あるいは空間であることが確認された場合は、追加指定を検討する。E区は、必要に応じて確認調査を行い、調査の結果、官衙に関連する遺構や空間であることが確認された場合は、追加指定の検討を行う。

なお、郡衙の移転先が確認された場合は、計画対象地外であっても追加指定の検討を行う。

【該当地区：C区、D区、E区】

## 7-9 公有化

公有化について優先的に進めるべき範囲は、史跡の指定範囲であるA区のうち、まだ公有化されていない範囲である。C区、D区及びE区において、今後追加指定された場合や、史跡地の活用を行っていくための用地の確保が必要となる場合など、必要に応じて所有者の理解のもと公有化の検討を継続的に行っていく。さらに、B区において将来的に県道福岡東環状線の役割を終えた際は、史跡地として保存管理していくために、町有地化を図る。

【該当地区：全地区】



## 8 活用

### 8-1 方向性

愛郷心を育むシンボルとして本史跡を後世に残し伝えていくため、多様な活用を展開していく。指定地内では体験イベント等を通して本史跡の価値を学べる活用を行い、指定地外においても周辺に広がる歴史的資源を活かして本史跡の価値や魅力を来訪者に伝えていく。

そのためには、整備が完了するまでの間も史跡に触れ、活用できる機会を設け、地域に根付いた史跡公園となるよう機運を高めていく必要がある。整備完了後は、学校及び社会教育における活用をより充実させていくほか、憩いの場として身近で親しみを感じながら日常的に史跡を学べる活用を促し、地域住民にとって誇りとなるような史跡を目指していく。

### 8-2 地区の特性に合わせた活用

計画対象範囲のうち、指定地内と指定地外の各範囲の特性に合わせた活用について示す。指定地外については、開発関係者等との協議を通し検討を行い、実施につなげていく。

#### (1) 指定地内

- ・ 県道福岡東環状線が建設された後は、その下に重要な遺構があるという周知を継続的に行う。また、本史跡が分断されることにより生じる一体的利用への影響を補う活用について、検討を行う。
- ・ 周辺地域に存在する大宰府史跡等の他の遺跡と関連付け、歴史的背景などの観点から解説を行うなど、本史跡の価値を学べる活用を行う。
- ・ 現地を公開し、地域住民の憩いの場としての利用や、イベントを開催するなどの活用を行う。また、整備完了までの間においても、地域住民に向けた史跡地の部分的な公開や植樹祭など、本史跡に触れることが出来る体験イベント等を開催する。

【該当地区：A区、B区】

#### (2) 指定地外

- ・ 確認調査による遺構状況の把握に努め、その成果に合わせた活用方針及び方法を検討する。
- ・ 歴史的資源としての古代道路が、まちづくりにおいて活用されるよう配慮を促す。
- ・ 鶴見塚古墳をはじめとする、周辺に広がる歴史的資源を活かした景観形成に努める。
- ・ 新たなまちづくりの土地利用方針と連携し、指定地内との一体的活用や歴史的景観への保全が行えるように努める。

【該当地区：C区、D区、E区】

## 8-3 教育・地域活動による活用

学校教育、社会教育、地域の3つに分け、各主体における活用について示す。

### (1) 学校教育における活用

- ・小中学校との連携を図り、本史跡についての分かりやすく充実した学習機会を増やす(図8-3-1、8-3-2)。
- ・校内に本史跡の学習コーナーを設置するほか、タブレット端末の活用や現地での体験教室等のカリキュラムを充実させ、交流しながら学べる場を通して本史跡の価値を伝えていく。また、学習成果の発表会の開催など、子供たち自らが発信し広く共有していく機会を設ける。
- ・史跡見学者を対象とした子どもたちによるガイド活動等を試み、世代間交流にもつなげていく。



図8-3-1 小学校での出前授業の様子



図8-3-2 出前授業で使用する史跡に関する副読本

### (2) 社会教育における活用

- ・歴史資料館において、本史跡に関する展示を充実させ、より多くの人に向けた情報発信を行う(図8-3-4、8-3-5)。
- ・地域住民に向けて本史跡を題材とした講座やワークショップ等を開催し、本史跡を身近に感じながら継続的に学ぶことができる機会を設ける。
- ・ガイドボランティアを育成し、周辺住民が主体となった情報発信のための組織づくりに取り組む。
- ・ボランティア団体による史跡見学会や、周辺の関連遺跡等と連動したガイドツアーを開催するなど、現地への誘導強化を図るとともに本史跡の価値を分かりやすく伝える活動を行う(図8-3-3)。
- ・史跡地内の案内マップや、関連する史跡等を紹介するガイドマップ・リーフレット等の作成のほか、SNS やスマートフォンアプリ等のシステムの構築を図り、地域外にも

向けて常に最新の情報発信を行う。(図 8-3-6)。

- ・整備が完了するまでの間も、地域住民に向けた歴史講座等を通し、周辺の関連遺跡と併せて本史跡の価値や魅力について発信する。



図8-3-3 史跡地現地説明会の様子



図8-3-4 歴史資料館の展示の様子



図8-3-5 阿恵官衙遺跡展2020ポスター



図8-3-6 阿恵官衙遺跡国指定リーフレット

### (3)地域の暮らしとともにある活用

- ・本史跡は現在の糟屋郡のルーツを示すことから、周辺住民にとって本史跡周辺で暮らすことに誇りと愛着を感じられるよう、散歩コースや通学路などの身近な生活のなかに史跡を取り込み、日常的に歴史に触れられる環境を創出する。それにより、本史跡とその周辺地域が相互に魅力を高め、愛郷心を育むシンボルとして親しまれる史跡の活用を目指す。
- ・地域住民が主体となるイベントの会場として本史跡の空間を開放し、地域交流を促進する多目的な場として活用する。
- ・定期的に週末マルシェ等の人々が集うイベントの開催を誘導し、地域外からの来訪者も参加しやすい賑わいの場を創出する。

※マルシェ＝生産者等が仮設店舗を出店し、消費者と触れ合う交流イベント。

## 9 整備

### 9-1 方向性

第7章、第8章で述べた保存管理と活用の具体的実現に向けて整備計画の策定を行い、周辺のまちづくりと調和した一体的な整備を行う。史跡を保存するための整備や活用のための整備等、様々な観点から必要とされる整備内容を整理し、緊急性及び財政状況、周辺地域との関りを考慮しながら計画的に実施していく。

### 9-2 保存のための整備

史跡を保存するための整備の具体的な内容について示す。

- ・遺構を確実に守り保存していくために、遺構面の上に十分な保護層を設け補強する。
- ・史跡を保存するため、遺構の露出やき損が確認されるものは保存措置等を講じ、き損の可能性のある箇所に対しては補強を検討するなど、遺構を保護するための整備を行う。また、史跡地外における調査研究の成果により追加指定が行われた際も、その場所において同等の整備を行う。
- ・史跡地内に建設される県道福岡東環状線の工事においては、適切な工法で長期にわたる遺構の保存を図る。将来的に県道が移設される可能性が発生した際には改めて一体的な整備を行う。

【該当地区：A区、B区】

### 9-3 活用のための整備

史跡を活用していくための整備の具体的な内容について、遺構の表示や説明板の設置、ガイダンス施設の整備など、手段の項目ごとに示す。

#### (1) 遺構の表示

- ・古代の役所跡の姿をイメージしやすくするため、最新の情報通信技術等を積極的に導入するなど、臨場感あふれる解説手法を検討し整備を行う。
- ・古代道路については、史跡のエントランスなどとして活用を検討するとともに、史跡地外に真っ直ぐ伸びていく古代の景観が分かるよう、VR等を用いた表示方法を検討し整備を行う。



- ・県道福岡東環状線の整備が行われる際は、県道の下に重要な遺構があるという周知を行うため、関係機関と協議のうえ、歩道や法面を利用した表現方法を検討し分かりやすい遺構表示を行う。

【該当地区：A区、B区】

## **(2)説明板及び案内標識**

- ・本史跡の価値を分かりやすく伝えるため、図解等を用いた説明板を作成し、史跡地内の遺構だけでなく本史跡と周辺地域の関連性を伝えるために、鶴見塚古墳等にも設置する。
- ・来訪者を安全に分かりやすく史跡地へ誘導するための案内標識を設置する。

【該当地区：全地区】

## **(3)ガイダンス施設**

- ・本史跡の概要を示す展示場所のほか、史跡内の経路図・イベント情報等を掲示するスペース、史跡ガイド・セミナー等が行えるガイダンス施設を設置する。

【該当地区：E区】

## **(4)便益施設等**

- ・見学者が安全で快適に過ごせるための、ベンチや四阿、トイレ等の便益施設の整備を行う。
- ・本史跡について学ぶことができるイベントの実施や、憩いの場として活用できるよう、駐車場及び多目的広場、給排水施設、電源設備等の整備を行う。

【該当地区：A区、E区】

## **(5)動線及び視点場**

- ・来訪者が本史跡へ訪れるための進入経路や、誰もが安全に分かりやすく史跡地内を周遊できる動線を整備する。
- ・見学者の動線については、周辺住民の生活に影響を与えないように配慮する。
- ・官衙建物の当時の姿を伝えるため、遺構表示や本史跡全体を眺望できる視点場等の整備を行う。
- ・県道福岡東環状線の歩道橋が整備される際は、その一部を利用した視点場の設置を検討するなど、史跡地全体が眺望できる場所と、そこまでの経路を確保する。

【該当地区：A区、B区、E区】

## (6)まちづくりと連携した整備

- ・地域住民に親しまれ、日常的に活用される史跡となるよう、周辺のまちづくりと連携した整備を行う。
- ・史跡地への進入経路の確保については、周辺のまちづくりと一体で計画を行う。
- ・ガイダンス施設等に、地域の特産品の販売所や、ボランティアの休憩室を設けるなど、地域活動の活性化へ繋がる計画を検討し、整備を行う。
- ・史跡地を含む計画対象範囲の一部が洪水浸水想定区域に指定されており、大雨・洪水等が及ぼす影響について庁内関係各課と連携し、安全対策を行う。
- ・地震発生時等、緊急時における地域住民の避難場所としても利用できるよう、庁内関係各課と協議のうえ整備計画を行う。
- ・整備計画の策定の際に、住民参画によるワークショップや植樹祭などのイベント開催を通して史跡との関わりを促すなど、整備の推進を図る。
- ・歴史的景観に配慮された本史跡らしい景観形成を促すために、関係者との連携を図る。
- ・粕屋町都市計画マスタープラン(令和2年(2020)12月)で挙げられているように、本町の魅力を発信できる緑の拠点のひとつとして、史跡公園の整備計画を庁内関係各課と連携しながら進める。

【該当地区：A区、B区、E区】

## 9-4 整備事業の手順

整備事業の実施については、周辺のまちづくりの計画と調整しながら、短期、中期、長期で行うものに整理し、工法計画を検討する。期間は、概ね短期は5年、中期は5年～10年、長期は10年～15年を目安とする。具体的な整備事業の計画については、第11章「施策の実施計画の策定・実施」においてその他の施策とともに実施時期を示す。

# 10 運営・体制

## 10-1 実施に向けた運営及び体制の整備拡充の方向性

第7章から第9章を踏まえ本史跡の保存活用を行っていくために、粕屋町教育委員会が主体となり、文化庁及び福岡県をはじめ、関連団体や庁内関係各課と連携しながら運営及びその体制を強化していく。また、地域にとって本史跡が身近な存在となるよう、史跡の活用及び整備においては、住民参画を促し、地域住民や教育機関等と協働・連携体制を構築していく。その他にも、史跡の景観と周辺まちづくりとの調和を図るため、関係機関と連携体制を強化する。

## 10-2 具体的な手法

本計画に基づき円滑に実施していくための、運営及び体制の整備拡充に関する具体的な手法について示す。

### (1)保存管理の実施体制

- ・本史跡の全容解明のための調査研究や地域との協働も視野に入れた定期的な点検及び草刈り等、史跡管理に携わる職員を増員するなど文化財担当部局内での体制を整える。
- ・史跡地における災害の予防措置と発生時の対応に備えて、庁内関係各課と協力体制を整える。
- ・発掘調査をはじめとする学識的見解が必要となる調査等に関して、専門委員会を開催し、協議内容に応じた指導を受ける。
- ・県道福岡東環状線完成後の維持管理や史跡の現状変更申請について、土地所有者・管理者及び関係機関と相互に確認を行う連携体制を構築する。

### (2)活用の実施体制

- ・歴史学習や体験教室等のカリキュラムを充実させ、本史跡の価値を伝えていくために、小中学校等の教育機関との連携を強化する。
- ・周辺の関連遺跡と連動したガイドツアー等、本史跡の価値を分かりやすく伝える活動を行うために、ボランティア団体の立ち上げや育成を図り、地域住民及び各種団体等との協働による運営体制を構築する。
- ・歴史学習の場としての活用だけでなく、イベント等を開催し日常的な賑わいの場とし

てまちづくりや観光戦略を図っていくために、民間事業者等との連携体制を構築する。

### (3)整備の実施体制

- ・造成や遺構表示等の史跡に直接関わる整備の実施において、文化庁や福岡県と十分な協議を行う。
- ・遺構表示等の学識的な見解が必要となる整備において、専門委員会を開催し、指導を受ける。
- ・史跡地への進入経路や駐車場、ガイダンス施設等の指定地外に及ぶ整備について、土地所有者・管理者及び開発機関等と協議を進めるため、庁内関係各課と連携体制を構築する。
- ・整備計画策定前のワークショップや史跡地での植樹祭等のイベント開催を通して、住民参画による史跡整備の推進を図るため、地域住民、教育機関、各種団体等と連携体制を構築する。
- ・工事が予定されている県道福岡東環状線や歩道橋を活かし、その一部に本史跡を眺望できる視点場の設置を検討するにあたり、関係者と連携体制を構築する。
- ・粕屋町都市計画マスタープラン(令和2年(2020)12月)で挙げられているように、本町の魅力を発信できる緑の拠点のひとつとして史跡公園の整備を進めるため、庁内関係各課との連携体制を構築する。

表 10-2-1 関係者・関係機関との連携体制

管理団体	関係	関連機関・団体	連携項目		
			保存管理	活用	整備
粕屋町 (教育委員会)	申請・報告 → 助言・指導 ←	文化庁	●		●
		福岡県	●		●
	協議 → 指導 ←	専門委員会	●		●
	協議・連携 ↔	庁内関係各課	●	●	●
		土地所有者・管理者	●	●	●
	協働・連携 ↔	地域住民		●	●
		教育機関		●	●
		各種団体		●	●
		民間事業者		●	
	協議・連携 ↔	まちづくり関係者			●





## 12 経過観察

施策が適切に実施され、効果を上げているかなどの確認を行うため、定期的に経過観察(モニタリング)を行う。経過観察の実施においては、施策ごとに評価指標及び確認の周期を定め、実施状況等を把握する。経過観察の結果と意義について、庁内関係各課やその他関係者等と共有し、保存管理、活用、整備、運営・体制における改善や、今後の新たな展望に向けた施策の立案等へ繋げていくものとする(表 12-1-1)。

表 12-1-1 主な施策とモニタリング計画(令和4年3月時点)

主な施策		評価指標	周期	
保存管理	点検、清掃、除草等の日常管理	実施回数	年1回	
	災害の予防措置と対応	実施回数	年1回	
	き損等に対する保存修理	保存修理件数	年1回	
	史跡地における現状変更の確認・許可	届出件数	年1回	
	調査計画の策定	策定実績	—	
	発掘調査等の実施	調査実施回数	年1回	
	追加指定	追加指定の有無	年1回	
	公有化の推進	進捗率	年1回	
活用	学校教育と連携した歴史学習の実施	開催回数	年1回	
	史跡でのイベント開催	開催回数	年1回	
	地域ボランティアの育成と組織づくり	ガイド人数・案内件数等	年1回	
	コースマップづくり	作成実績・提供回数等	年1回	
	パンフレットやSNSサイト等の作成	作成実績・提供回数等	年1回	
整備	整備計画・設計の策定	策定実績	—	
	保存のための整備	盛土等	整備実績	年1回
	活用のための整備	遺構表示	整備実績	年1回
		説明板等	整備実績	年1回
		ガイダンス施設	整備実績	年1回
		便益施設等	整備実績	年1回
	動線及び視点場	整備実績	年1回	
まちづくりと連携した整備	進入経路等	整備実績	年1回	
運営・体制	庁内体制の強化	職員数	年1回	
	地域との協働による運営体制の構築	協議回数等	年1回	
	関係機関との連携体制の整備	協議回数等	年1回	